

機関誌「いつでもそばに」第9号（別冊）

VSCO開設10年目の到達点と性犯罪被害者のための
ワンストップ支援センター（岡山方式）

2013年12月

公益社団法人
被害者サポートセンターおかやま （VSCO）
ヴィスコ

目 次

第1部 AMDA-VSCO 合同シンポジウム

女性の人権と相互扶助 ー自尊心を取り戻すためにはー

・開会挨拶	2P
・基調講演「世界におけるジェンダーに基づく暴力」 国連人口基金東京事務所 所長 佐崎淳子氏.....	3P
・基礎自治体からの報告	16P
・VSCO 活動報告	19P
・AMDA からの提言	21P
・ディスカッション	24P
(資料)	
・総社市犯罪被害者等支援条例	29P
・総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例	30P
・総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例施行規則	31P
・岡山市犯罪被害者等基本条例	32P
・岡山市犯罪被害者等基本条例に係る支援担当課一覧 (H25 年度) ..	34P

第2部 VSCO10 年目の到達点と今後の課題

・10 年間の歩み・活動実績・今後の課題・「自助グループ」の歩み	37P
・支援の現場からー画期的な判決と住民基本台帳の閲覧制限	40P
・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター 相談センターを中心とした連携型 (岡山方式) について	41P
・VSCO 性犯罪被害者のための緊急支援金規程	43P
・VSCO 犯罪被害者支援基金規程	46P

AMDA-VSCO合同シンポジウム

女性の人権と相互扶助—自尊心を取り戻すためには—

日 時：2013年9月21日（土） 13:30～16:00

会 場：岡山国際交流センター（岡山市北区奉還町2-2-1）地下レセプションホール

共 催：公益社団法人被害者サポートセンターおかやま(VSCO)、特定非営利活動法人AMDA(AMDA)

後 援：岡山県、岡山県教育委員会、岡山市、岡山市教育委員会、倉敷市、倉敷市教育委員会、

総社市、総社市教育委員会、岡山弁護士会、岡山県産婦人科医会

シンポジスト所属団体紹介

認定・特定非営利活動法人AMDA(AMDA)

1984年の設立以来、「困った時はお互い様」という相互扶助精神のもと、「救える命があれば、どこへでも」をモットーに、平和を妨げる要因である紛争・災害・貧困に苦しむ人々への保健医療支援を柱とする国際人道支援活動をアジア・アフリカ・東欧・中南米など、世界56カ国で149件実施してきた(2013年6月末時点)。2006年には、国連経済社会理事会から世界で137番目、日本のNPO法人として唯一の「総合協議資格」の認証を受け、世界30カ国に支部を持ち活動を行っている。

公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま(VSCO)

犯罪被害者等が、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等が途切れることなく受けができる支援を以下のように行っている。殺人・傷害、性犯罪被害、交通事故、DV、ストーカーなどの犯罪や事故の被害者やそのご家族・ご遺族などに対して、研修を受けた支援員が、具体的な問題や悩みについて、解決の糸口を見つけるためのサポートを行っている。また、必要に応じて弁護士・精神科医・産婦人科医・警察などの専門家や関係機関の紹介、危機介入・法廷付添などの直接支援や自助グループ活動への支援など、様々な活動を実施している。

国連人口基金

国連人口基金(United Nations Population Fund)は、すべての妊娠が望まれ、すべての出産が安全に行われ、すべての若者の可能性が満たされるために活動する国連機関。

人口問題対策分野に取り組み、世界約150カ国で活動。21世紀の人類が直面する最重要課題の一つである地球規模の人口問題を、単なる数の問題ではなく人間の尊厳の問題として取り組む。特に政策づくりと実施の両面から、貧困削減や持続可能な開発、性と生殖に関する健康と権利(SRH/RR)の推進、女性のエンパワーメント、国勢調査を含む研究調査などの支援活動、またこれらの問題に対する啓発活動を行う。

総社市

障がい者千人雇用、多文化共生、子育て王国、地産地消を進める「地・食べ」事業、交通弱者のための予約型乗り合い交通「雪舟くん」など、ハンデを背負う人たちに対する政策に積極的に取り組んでいる基礎自治体・岡山県総社市。2009年6月19日に、総社市とAMDAグループとは、国際貢献活動の推進による多文化共生の実現をめざし、相互の連携協力を図るため多文化共生に関する協定を締結した。犯罪被害者に対する支援金制度「犯罪被害者等支援金の支給に関する条例」を岡山県内の基礎自治体として初めて制定した。

岡山市 安全・安心ネットワーク推進室

近年、犯罪等が跡を絶たず、その結果生まれた多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現実がある。そこで岡山市では、政令指定都市では初となる犯罪被害者等の支援に特化した条例である「岡山市犯罪被害者等基本条例」を平成22年12月に制定し、平成23年4月に施行した。この条例の施行により、安全・安心ネットワーク推進室が窓口となり、犯罪被害者やそのご家族の視点に立ち、被害者の方々が一日も早くその心身に受けた影響から回復し、平穏な生活に戻ることができるよう、国や県、関係機関と協力し、適切な支援を行えるよう体制の強化を図っている。

開会挨拶

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（VSCO）理事長 高原 勝哉

高原：お手元の資料の中に「シンポジスト所属団体紹介」が入っていると思います。AMDA、VSCO、国連人口基金、総社市、岡山市と。この五つの団体がなんで一緒にシンポジウムをやるんだろうかと、どこでどう繋がっておるかわからん、不思議だなとお考えの方がもしかしたらおられるかもしれません。しかし、実はこれは非常に深いところで繋がっているんです。この五つの団体が今日初めて一堂に会して合同シンポジウムをする、非常に画期的なことだと思っております。皆さんご承知だと思いますが、我が国における性の開放というのは、ものすごく進んでおります。しかしその陰で、中学生・高校生をはじめとする若い女性が性犯罪の被害者になっているんです。たくさんの若い女性が被害者になっています。10%ぐらいしか表に出ていませんけれども。そして強姦とか強制わいせつという性犯罪は「魂の殺人」と呼ばれているように、女性の人権を踏み躊躇り、その尊厳を奪い去るものです。今日の合同シンポジウムはこの現実を踏まえて、女性の人権と社会的地位の向上のために、私たちは何ができるのか、何をすべきなのかということを模索するものです。日本で最先端のお話が飛び出してくるかもしれません。どうぞご期待ください。

司会：それではご来賓の挨拶をいたしまして、衆議院議員の逢沢一郎様よりご挨拶をいただきます。

逢沢：皆様こんにちは。AMDAの代表応援団で衆議院議員の逢沢一郎でございます。また、VSCOの支援者であり、会員であり、応援団でございます。先ほど高原理事長からもお話をありましたように、最初にこのご案内をいただいたとき、AMDAとVSCOと一緒にシンポジウムをする。これはいったいどういうことなのかな、どんな中身なんだろう。私も最初にそのことが頭を過ったわけでございますが、その答えというか、追及するところは、今、高原理事長からお話をあったとおりでございます。

今日は本当に嬉しく思いますのは、国連人口基金の東京事務所長佐崎さんに岡山においでをいただきました。ご自身のご出身は備後ということでありますから、里帰りに近いということかもしれません。本当に、世界の様々な地域で、人口基金の責任ある立場でご活躍をしてこられた。「日本を離れてずいぶん長いんですよ。」というふうに、2年前帰国と言いますか、東京事務所長として来日をされたときに、自民党の本部に私を訪ねていただいて。「早く日本人になれるように頑張ります。」と、そんなご挨拶をいただいたこと、つい昨日のように思い出すわけあります。今さっき少し伺ってみると、「まだ十分なりきれてないかもしれません。」こんな話でございました。

国会で仕事をさせていただいて、もちろん経済も大事、尖閣諸島の問題も大切。いろんな重要なテーマがある中で、実はVSCOの高原理事長、森専務と親しくお付き合いをさせていただくまで、日本国内において何が起こっているか、どんな酷い状況があるのか、そして我が岡山もその例外ではないということに、政治家として、正直申し上げて事実関係について必ずしも十分知ってなかつた自分の姿に、たいへん恥じ入ったわけでございます。そんな最初の経験もございましたですから、早速VSCOの会員にならせていただいて、なんと言っても財政基盤を整えていかなければいけないし、気持ちのある方々がNPO VSCOでしっかりと活動ができる、いろんな意味での環境を整えていく、そういうお手伝いができれば、そんな気持ちで共に行動させていただいているところでございます。国会でも、少し遅いじゃないのと怒られるかもしれませんけれども、犯罪被害者の方々を救済をする。また、救済をするためには救済する団体を支えていかなければいけない。そういう観点からいろいろ議論をさせていただいています。私の友人である山下貴司議員が弁護士という立場もございます。そういった法的な面ではプロフェッショナルでございますので、彼にも早速この犯罪被害者救済のプロジェクトチームに入っていたい、すでに中心的役割を果たしていただいていること、たいへん嬉しく思っております。AMDAの本部がある、そしてVSCOがたいへん素晴らしい活動をしているこの岡山から新たなものを発信していく、そういう気持ちでしっかりと取り組んでまいりたい。そのように思います。

また、私は菅波先生にいろいろご指導いただきながら、いささか外交の問題にも取り組んでまいりました。日本ではとても想像つかないような、女性の人権の看過ごせない状況が世界には数多くある。その深刻さの度合は、これはもう率直に申し上げて、日本の比ではないわけでございます。望まない妊娠によって本当に人生が台無しになる、そういうことが重なるとその地域が、もっと大きく言うと、国そのものが正しく発展ができないと。それほどの深刻な状況をアフリカやあるいは中東や、そういう所、旧ソ連の一部もそうかもしれません。そういう現実があることに私どももしっかりと向き合っていかなければならないというふうに思います。

もうすぐ国連総会で安倍総理にすばらしいスピーチをいただけることというように思います。日本の国際貢献、インフラを造ることも大事でありますけれども、やっぱり柱の中の柱は、いわゆるグローバ

ルヘルス、健康を、あるいは医療・保健・福祉をしっかりと日本が支えていく。これが日本の国際貢献の一丁目一番地でなくてはならない、そういう考え方を私も持っております。少しお手伝いができたことは、安倍総理がニューヨークに行かれるわけでありますが、どうしてもビル・ゲイツという人と会って欲しいと思いまして、うまくアレンジが整いました。ビル・ゲイツさんも、覚えていらっしゃる方もおられるかもしれません、確か今年の文芸春秋の5月号に特別寄稿されて、日本の戦後の国際貢献、この柱にグローバルヘルスのことがきちんと位置付けられている。例えば、ポリオの撲滅みたいなことについてん成果を上げたということを評価をいただいているわけであります。この保健の問題と女性の人権というのは一番リンクしているといいますか、密接に関わっている。それこそ私もアフリカや途上国やいろんな所で、実は目の当たりにしてきたということをご報告をさせていただきたい。そのように思います。

いずれにいたしましても、冒頭、高原理事長からお話をありました通り、今日はAMDA・VSCO素晴らしい、まさにコラボレーションです。先端的な取り組みをいただいている総社市の片岡市長。岡山市も頑張っていかなければなりません。ご出席の皆様にとりましても素晴らしい有意義な時間になること、私も心から確信をいたしております。素晴らしい企画、そして実施、ご関係の先生方皆様に心から敬意と感謝を申し上げ、少し時間がオーバーしたかもしれませんけれどもご挨拶とさせていただきたいと思います。

基調講演「世界におけるジェンダーに基づく暴力（GBV）」

国連人口基金東京事務所 所長 佐崎 淳子氏

司会：それでは早速、基調講演の方に移らせていただきます。本日は今朝ほどバンコクからお戻りくださったという佐崎淳子様からお話をいただきたいと思います。

本日の内容

- | | | | |
|-------------|--|--------------------|--------------------------------------|
| 1. 国連人口基金とは | 2. ジェンダーに基づく暴力（GBV）
2.1 GBVと緊急事態
2.2 GBVとリプロダクティブヘルス | 3. 長期的・戦略的なジェンダー課題 | 4. 人口問題におけるジェンダー差別
5. わたしたちができること |
|-------------|--|--------------------|--------------------------------------|

1. 国連人口基金とは

国連人口基金とは

■ 英語名:UNFPA
■ (United Nations Population Fund)
■ 1969年に設立、世界約156カ国で活動
■ 「開発支援活動」と「人道支援」との両立
■ 人口と開発のバランスを取る
■ 各国政府、NGOや民間研究機関などの市民社会、民間企業との連携
■ 活動指針:国際人口開発会議(ICPD)行動計画(1994)とミレニアム開発目標(MDGs)に基づく

(1-1)

(1-1) “1969年に設立された頃、世界の人口は爆発的に増えていて、地球はもう人口を支えきれないのではないかという恐れがありました。これは今で言う環境問題です。

UNFPAはほとんど政府からの任意拠出金で活動しており、主要なプログラム施行/実施のカウンターパート(counterpart)は政府です。

UNFPAの開発プログラムの投資の80~90%が開発途上国の政府に向けられます。”

“NGOとも一緒に働いています。NGOはなかなか政府機関のサービスが届かないところ、例えばネパールなら山の上とか、紛争地などで活動しているので、そういう場所では、NGOと一緒に活動しています。

また、例えば、ジェンダーに基づく暴力など、昔は表に出なかった分野はNGOがまず先駆者となり、NGOのロビー活動があつて、国連の中にそれが組み込まれていき、決議ができます。その決議を基に政府に働きかけ、政府がプログラムとして組み込んでいきます。またNGOのロビー活動で政府が直接プログラムとして実施することもあります。”

国連人口基金
活動理念

国連人口基金は、
すべての妊娠が望まれ、
すべての出産が安全に行われ、
そしてすべての若者の可能性が満たされる
ために活動しています。

(1-2)

(1-2) “これが国連人口基金の1994年に行われた国際人口開発会議(ICPD)の行動計画(PoA)に基づくミッション・ステートメントと活動理念です。”

**国連人口基金
重点活動領域**

UNFPA

3つの重点活動領域

- (1) 人口と開発
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
(性と生殖に関する健康/権利)
- (3) ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント

(1-3)

UNFPA活動領域のつながり①

UNFPA

SRHとジェンダー(男女の社会的性差)に関する問題は、どちらも人口動態(出生、死亡による人口変動と、人口移動による人口数と構成の変化)を決定づける重要な要因。「出生」による人口動態の変化は主に、一人ひとりの女性と男性が、妊娠や出産に関する決定ができるかどうかに左右される。
→女性のエンパワーメントによって女性は妊娠や出産に関する個人の決定を行うことができる。

(1-4)

(1-3) “UNFPAの活動の領域は3つあります。一つは人口と開発では、人口政策、統計、調査研究等を援助しています。”

“二つ目はリプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツ。これには家族計画も入ります。性と生殖に関する健康へのサービスと情報、ここに約70%の資金が注ぎ込まれています。”

“3つ目はジェンダーの平等と女性のエンパワーメント。これは国連人口基金のみならず国連の開発プログラムのどの分野にもまたがる横断的なものです。国連の方針は、全ての分野に女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等がないと、どんな開発のプログラムも成功しないというものです。この分野で、UNFPAはリーダーとして活動しています。UNFPAは国連機関の中で最初に女性の professional stuffが50%に達した組織です。

ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントにはgender-based violence (ジェンダーに基づく暴力) も含まれます。”

UNFPA活動領域のつながり②

UNFPA

（1-5）

(1-5) “これは現在UNFPAがMDG5「妊産婦死亡率の削減」(MDG ターゲット 5.A) とリプロダクティブヘルスと家族計画への普遍的アクセスを中心に投資していることを示しています。”

“また中心となるターゲット人口は女性と若者です。”

“すべてのUNFPAのプログラムは人権に基づき、ジェンダーの平等を基本的戦略として活動しています。”

(1-4) “目標はリプロダクティブ・ヘルスを全ての人に与えること、リプロダクティブ・ライツの促進、妊産婦死亡率の削減。”

国際人口開発会議の行動計画、ミレニアム開発目標5番 (妊産婦死亡率の削減) の実現をモットーとしています。”

“先ほど辻沢先生がおっしゃったように、世界中には家族計画を実行して自分の子どもの数を制限したくてもできない2億2,500万人の女性たちがいます。”

ビル・ゲイツとデービッド・キャメロン (英国の首相) とUNFPAが一緒にになって、2012年の7月11日世界人口デーに「ファミリープランニング2020」というキャンペーンを立ち上げました。2020年までは「少なくとも1億1,500万人の女性が家族計画サービスと情報を入手できるようしよう」という宣言が行われました。”

“これは簡単なようで非常に難しい。家族計画サービスがその村にあっても、やはり女性がエンパワーメントされていないと使わないし、使えない。さらに、識字率が高くないとなかなか使えない。それから、貧しい女性はクリニックに行く時間がない。家事などが大変で、農村部で農家の手伝いをしている女性たちが、わざわざバスに乗って歩いて2時間ぐらいかけてクリニックに行って、そこで避妊具をもらってくるということは非常に難しい。そうすると人口増加にも貧困の加速化にも繋がるわけです。ですから、やはり女性の地位が向上しないといけない。”

“世界の人口増加は98%が開発途上国で起きています”

1994年 国際人口開発会議 (ICPD) におけるパラダイム・シフト

UNFPA

カairo国際人口会議

⇒世界人口の急増に対する危機感を受け、人口問題を検討する政府間会合

- 人口問題と持続可能な開発との密接な相関の認識
- 貧困削減と開発—リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

人間への投資が持続的経済成長と持続可能な開発の主な課題であり、持続可能な開発と貧困根絶のために、家族計画のみにとどまらず、母子保健ケア、HIV/AIDS対策を含むリプロダクティブ・ヘルス/ライツへの包括的なアプローチは不可欠
- 「マクロ」の視点に加えて「ミクロ」の視点を

人口数値目標の達成から個々の男女のニーズ充足へ
人口を計画や政策のためのマクロ経済変数ととらえる認識から**人権**を基本概念とする個人の「ウェルビーイング」というミクロの視点からのアプローチへの移行。

(1-6)

(1-6) “1994年にカairoで行われたカairo国際人口開発会議の行動計画は非常に画期的で、個人とカップルが自分で自由に責任を持って子どもの数を決める権利を確立し認めた。”

この会議より、人口分野はマクロからミクロの視点へと変わっていきました。人権を基本概念とする個人「ウェル・ビーイング」というミクロの視点からのアプローチへ移行しました。”

**国際人口開発会議行動計画
20年計画の目標**

UNFPA

2015年までに、

- 家族計画とセクシュアル・ヘルスを含む、良質かつ金銭的に受け入れ可能なリプロダクティブ・ヘルス・サービスへの普遍的アクセス
- 妊産婦死亡率の大幅削減
 - 妊産婦死亡率を1990年レベルの4分の1に引下げる。
 - ⇒ 妊産婦死亡率中レベル国家…出産10万に対し80未満に
 - ⇒ 妊産婦死亡率高レベル国家…出産10万に対し75未満に
 - (乳児死亡率を出生1000Cに対し35未満に、5歳未満の幼児死亡率を同45未満に)
- 男女間の公平と平等および女性のエンパワーメントを確保するための幅広い措置
- 初等教育への普遍的アクセス
- 教育における「男女間格差」の是正

(1-7)

(1-7) “国際人口開発会議の行動計画には、2015年までに；

(i) 家族計画とセクシュアル・ヘルスを含む (リプロダクティブ・ヘルス-セクシュアル・ヘルスを含む) 良質でかつ金銭的に受け入れ可能なリプロダクティブ・ヘルス・サービスへの普遍的アクセスを保障すること、

(ii) 妊産婦死亡率の大幅削減、男女間の公平と平等および女性のエンパワーメントを確保するための幅広い措置、

(ii') 特に女の子たちの初等教育への普遍的アクセス、それから、初等教育における男女間の格差の是正をするといういろいろなゴールが入っています。”

ICPD PoA 第3章

人口、持続的経済成長および持続可能な開発
の間の相互依存関係



- ◆ 人口、生産及び消費の力学を持続可能な開発に統合すること
- ◆ 教育、雇用、**家族計画を含めたリプロダクティブ・ヘルス・サービス**を含め、人的資源、特に女性と貧困層のニーズに対する投資を行うこと
- ◆ 社会に適応した経済を促進すること
- ◆ 生態学的に脆弱な地域における貧困を解消するため追加的な措置を講ずること

(1-8)

(1-8) “家族計画を含めたリプロダクティブ・ヘルス・サービス、性と生殖に関するサービスを全ての女性に与えることが大事です。貧困層も含めニーズに合ったサービスを与える。これには、性教育も入ります。”

“第6回アジア太平洋人口開発会議では、包括的な性教育について議論されました。レイプなどが女の子たちに起きても年少の女の子は、何が起こっているかわからない。何が起きているのか理解できない状況にあります。わかれば自分でノー（NO）と言えたり、親や知り合いに伝えることができます。”

“私は2008年から2011年までニカラグアで国連人口基金の代表をしていました。ニカラグアは15歳以下の女の子たちによる1400件の出産があります。その多くがレイプです。そういう女の子たちは、例えば母親が再婚して再婚相手にレイブされるケースもよくあります。母親は経済的にご主人に依存していないと自分の生活が成り立たないから、自分の娘を守らない。カサマデルナというNGOがあるのでですが、そこで11歳、10歳の子どもが赤ちゃんを抱いていて、そこに保護されています。彼女たちは自分に何が起つたかよくわかっていない。じゃあ、そのNGOもいつまで彼女たちを面倒見られるのか？ 彼女たちをお母さんの所に戻すと、またレイブされるかもしれない。だから彼女たちを帰すわけにはいかない。権利を迫害された少女たちがそういう状況に、自分の選択ではなく、陥っていますので、やはり少なくとも情報と教育を与えるなければいけないという方向に、今は変わってています。彼女たちは学校に行けず、産まれてきた子どもたちも貧困に陥り学校に行けない。ずっと世代を超えて貧困であり続けるという負の貧困のサイクルが起こるわけです。”

ICPD PoA 第7章

リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス



- ◆ 全てのカップルと個人は、性と生殖に関する最高の健康水準を達成する権利を有する
- ◆ 2015年までに、自発かつ情報に基づく選択をケアの質という原則に基づき、安全、適切かつ資金面で十分な**家族計画プログラム**に対する普遍的なアクセスを実現させること
- ◆ 2015年までに、**青少年、男性、移民および避難民のための参加型プログラム**を含め、普遍的なリプロダクティブ・ヘルス・サービスを提供すること
- ◆ 青少年向けの適切かつ支援的なリプロダクティブ・ヘルス・プログラム及びサービスへのアクセスを確保すること

(1-9)

(1-9) “青少年たちにもリプロダクティブ・ヘルスとサービスへのアクセスを確保する。”

“日本にも性教育が充実した県や地方自治体がありますけれども、そうではない所もたくさんある。日本家族計画協会が出しているデータによると、少女たちの中に望まない妊娠や中絶が多くあります。日本の場合は、中絶で命を失くすることはほとんどありませんが、中絶は家族計画の方法ではなく、避妊の方が中絶よりも望ましいので、その前に情報と思春期の少女にフレンドリーなリプロダクティブ・サービスがあれば防げたのです。やはりこれはどうにかしなければならない、ちゃんとした性教育を与えるなければならないということです。”

2. ジェンダーに基づく暴力 (GBV)

「ジェンダーに基づく暴力」とは



「女性に対する身体的、性的、心理的危害または苦痛や、そのような行為の脅迫、強要または恣意的な自由の剥奪につながる行為、あるいはつながる可能性のあるあらゆる行為を意味する。それが社会生活で起るか私生活で起るかは問わない。女性に対する暴力には以下のようなものがあるが、それらに限定されるものではない。」

「家庭の中」で起こる身体的、性的、心理的暴力、すなわち殴打、世帯内の女児に対する性的虐待、持参金にまつわる暴力、夫婦間レイプ、女性性器切除その他の女性に有害な伝統的慣習、非夫婦間暴力および搾取に結びつく暴力を含む：

一般社会で起こる身体的、性的、心理的暴力、すなわち職場、教育施設、その他の場所でのレイプ、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントを含む；女性の人身売買と強制売春；起きた場所にかかわらず国家によって行われるまたは許される身体的、性的、心理的暴力。

(2-1)

それから、二つ目は一般社会で起こる gender-based violence。それには精神的、肉体的、心理的暴力、レイプ、性的虐待、職場で起きるセクシュアル・ハラスメントなどがあります。それから、女性の人身売買と強制売春。私はネパールに3年半ぐらい、勤務いたしましたが、あの国では少女たちが誘拐されてインドに連れて行かれ、ポンペイの売春宿で仕事をさせられる。そこでHIVに感染する。そうすると仕事がなくなつてネパールの村にどうにか帰るのですが、村でも差別されて行き場がなくなるということが起っていました”

ジェンダーに基づく暴力 男性を意識改革の主体に



1. 被害者へ保護、支援を行う
2. 加害者への裁判を積極的に支援
3. 性暴力被害者への社会意識を改善
4. 軍事要員による性犯罪を防ぐ
5. 戦争や性暴力による被害家族・社会の復興
6. 性暴力被害者へ経済的支援を行う
7. 性暴力が起きない社会作り

(2-2)

(2-2) “ジェンダーに基づく暴力の対策は男性の意識改革が主体として行われていなければいけない。女性だけでやってもあまり効果が上がらない。被害者への保護、支援を行うことも大切です。”

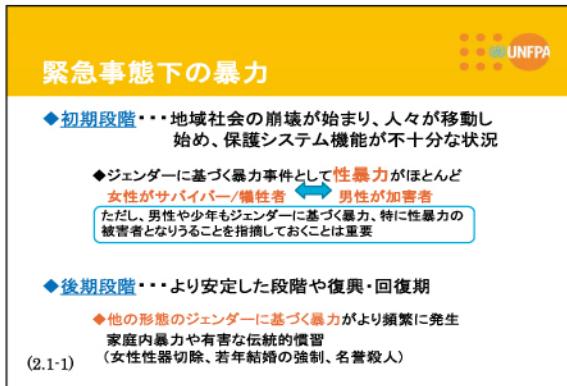
“それから、加害者への裁判を積極的に支援をする。女の子が裁判に訴えないケースが大変多くあります。2008年から2011年まで、私はニカラグアで国連人口基金の代表をしていました。そこでは三つの組織が連携してレイプされた女の子を保護するシステムを作り上げるプロジェクトを実施していました。レイプされた女の子が病院、クリニックに行きます。そこで医師や看護師の方たちは何が起きたかわかります。そこでちゃんとカウンセリングがあって、何が起つたかを言う。でも、その女の子はおそらく警察には行かない。同じことをもう一回言わなければいけないから。その後裁判所に行つて裁判にかけない。というのは、公の場に晒されるのが嫌だからです。病院や保健関係の組織と警察と司法が一括して、そういう女の子が病院に来たときは、すぐに警察や裁判所が一緒になって、三つの組織が包括的な援助を行っています。最高裁判官が女性で、非常に活発にそのシステムを作り上げるために活動、貢献していました。このモデルはグアテマラから始まり、中南米にどんどん広がっています。それから、ジェンダーに基づく暴力を受けた女性に職業トレーニングをして社会復帰を助ける。”

“それから、性暴力の被害者への社会意識を改善することも大切です。今回インドで集団レイプで、医学生の女性が亡くなり、加害者の男性達が死刑判決を受けました。これによりインドではこういう性暴力がものすごくはびこっていることが、国際社会でメディアを通して表に出ました。また活動家たちの運動により、対策が取られました。

社会的な意識がだんだん変わっていく。女性のグループも表に立って行動を始め、男性参画があり、男性からのレイプに反対し強い措置をとるようにとの声が上がってくる。それから、戦争や性暴力による被害者家族・社会への支援。性暴力被害者への経済的支援を行う。犠牲者として扱って裁判に勝つたからそれでいいということではありません。それから、性暴力が起きない社会作り。性教育や、男性も含めて、そういうコミュニティーを作り上げていく、という努力をしております。”

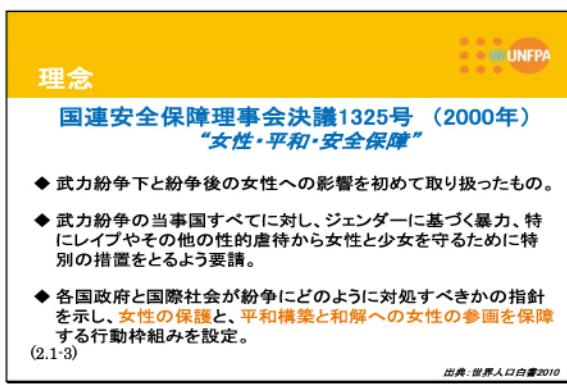
2.1 GBV と緊急事態

◆紛争



(2.1-1 2.1-2) “性暴力と緊急事態。緊急事態というのは紛争と自然災害とあります。紛争と自然災害のときに、やはり性暴力が起きやすくなります。まず、秩序がなくなり、紛争下において女性への性的暴力が増えます。社会の崩壊が始まり、人々が移動し始め、保護システムが不十分になる。そうするとジェンダーに基づく暴力事件として性暴力が増える。”

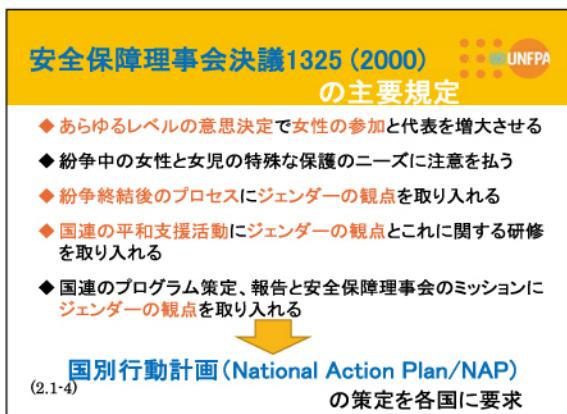
“また、後期段階に入り、平和構築やより安定した段階、復興、回復期に入っていくとまた、他の形態のジェンダーに基づいた暴力がより頻繁に発生します。”



(2.1-3) “国連安全保障理事会決議1325は、2000年に国連安全保障理事会で採択されました。”

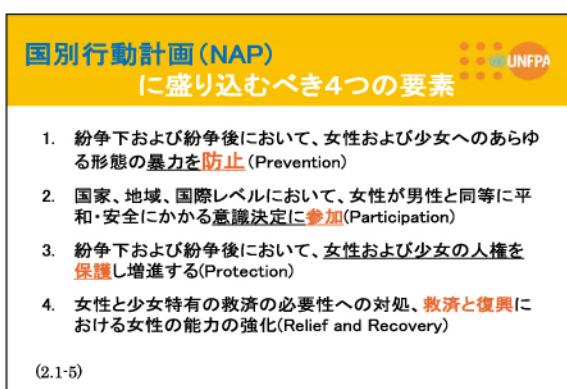
“ここで初めて紛争下では女性への性的暴力が武器として使われているということが認められ対策を取らなければいけないという、非常に画期的なものでした。”

“やはり性的虐待から少女と女性を守らなくてはいけない。女性を保護しなくてはいけない。平和構築と和解への女性の参加を保障しなくてはいけないということがいわれはじめた。”



(2.1-4) “どのように変わってきたかというと、あらゆるレベルでの意思決定で女性の参加を必要とする。紛争中の女性と女児の特別な保護ニーズに注意を払う。紛争終結後のプロセスにも女性を組み入れる。国連の平和支援活動にジェンダーの観点を入れ研修をする。国連のプロセスの政策、報告、安全保障委員会のミッションにジェンダーの観点を取り入れる。またNational Action Plan (国別行動計画) を制定することが奨励されています。”

“私が2005年から2008年までネパールにいたときは、ちょうどマオイスト(Maoist)と王様の政府の紛争の時期でした。例えば、山岳地域では、紛争に行くと、若い男の人たちが戦いに参加するためにいなくなる。残されたのは女性とお年寄りだけ。そこに敵軍がやって来ますと女性がレイプされる。そして放っておかれる。こういうことはどの紛争地でも頻繁に起こっています、これをやめさせなくてはいけないということことで、国連もジェンダーに基づく暴力における対策で画期的に変わってまいりました。”



(2.1-5) “そして次は、安全保障理事会決議UNSC1325の国別行動計画(NAP)です。それには暴力の防止、政策決定に女性を参加をさせること。少女や女性の**人権を保護**すること。それから、救済と社会復帰が含まれています。紛争の終わった段階で、女性が能力を高め、普通の社会に復帰できるように、手に職を持つように職業訓練等をしています。”



(2.1-6) “これは、決議の1325に基づく国別行動計画をどこが策定しているかのリストです。欧洲、アメリカ、カナダ、中南米、チリ、アフリカはかなりの国が実施しています。アジアではありませんが、ネパールが進んでおり、日本も、現在、政策を作り始めています。この地図上の赤い国が行動計画の国別行動計画を策定しています。”

これまでの日本の国際的取組・対応

UNFPA

分野	取組・対応
開発	女性に配慮したODA案件 (教育、保健、人道支援、職業訓練、経済的自立、暴力防止など) etc
平和構築	◆女性自衛官の東ティモールPKOへの派遣(*1名のみ) ◆PKO要員訓練・研修への女性配慮の視点の導入 etc.
二国間・地域協力	◆アジア女性基金⇒アジア・紛争下での女性尊厳事業 ◆日米共同ビジュン声明(女性の起業・役割強化につき協力を約束) 「女性をめぐる外交課題を優先課題の1つとして強化」 岸田外務大臣外交演説(2013年2月)

安保理決議1325に基づく**「国別行動計画」**の策定を急ぐ必要性
(2.1-7)

出典: 2013年6月外務省聯合外交政策局

日本の行動計画案(骨子)

UNFPA

2013年9月10日発表

基本的な考え方

- ◆ 安保理決議第1325号を始めとする諸決議の要請に対して、日本が提唱・推進してきた「人間の安全保障」という理念の下で、人的貢献やODA実施を通じて応えていくことを目標とする。

三本の柱

- ◆ 第一の柱: 防止(Prevention)
紛争や災害下における女性の人权侵害(暴力に限らない)の防止など。
- ◆ 第二の柱: 保護(Protection)
紛争及び灾害下(又は紛争及び灾害直後の緊急人道支援段階)における女性の保護など。
- ◆ 第三の柱: 復旧・復興(Recovery)
紛争及び灾害から一定の時間が経った後の復旧・復興プロセスにおける女性の社会参画支援など。

特徴

- ◆ 全ての柱について、紛争と自然災害の両方についての取組を記載。
- ◆ 国連の掲げる「参加(participation)」においては、全ての分野において、女性の参加を得ることが重要との観点から、それぞれの柱において取り上げる。

出典: 行動計画案(骨子) 平成25年9月10日

(2.1-7) “この分野における日本の国際援助の取組と対応についてお話をいたします。”

“日本の国際的取組ですが、女性の開発に対してODA(政府間援助)を提供する。平和構築においては、女性の自衛官を1人東ティモールにPKO派遣しています。それから、Peace Keeping Mission(平和維持軍)の要員訓練のときに、女性への配慮の視点も取り入れるようにしています。”

“それから、二国間・地域援助ですが、アジア女性基金で、アジアの紛争下での女性の尊厳事業を始めたり、アラブ女性交流などいろいろ行っています。”

“「女性をめぐる外交課題を優先課題の1つとして強化する。」と岸田外務大臣が2013年の2月に演説をしています。”

“決議案1325の後も色々な国連安全保障委員会の決議案が採択されています。これに基づいて、各国がどういう国別計画を立てているか、国家財政を付けているとか、そういった報告をしなければいけなくなっています。決議案も国連の中にはたくさんあり、埋もれてしまってファイルにある決議案もあるんですが、この決議案は活きています。”

決議1325の関連決議

UNFPA

- **決議1820号(2008) … 武力紛争下の性暴力のみを扱った初めての決議**
性暴力を安全保障の問題として認識し、民間人に対するひとつの戦術として性暴力を振るうことは、国際平和と安全保障の維持にとって脅威であると指摘
- **決議1888号(2009)**
決議1820号に続くもので、**和平プロセスの着手時点から性暴力の課題に取り組むこと**と、加害者を裁判にかけることの両方が重要であると強調
- **決議1889号(2009)**
決議1325、1820、1888と決議1612号、1674号、1882号の3つの決議と相互に補強し合う関係で、紛争の予防と解決、および紛争後の公的生活に**女性が完全参画すること**なしに、恒久平和、安全保障、和解の達成が遅れ、かつ損なわる可能性があると強調
- **決議1960号(2010)**
決議1888号に続き、**性暴力防止と加害者処罰**をより具体的に進めるためのもので、国連事務総長に、女性に対する性暴力に責任のある武装勢力の詳細なリストを毎年報告する事を要求し、国連の仲間のみならず、性暴力停止へ協力を目指す
- **決議2106号(2013)**
紛争下の性暴力犯罰に関する検査や訴追、また性暴力犯罪を扱く立場にいる国家の説明責任を強化することが、性暴力犯罪の抑止、そして最終的には予防の中心的側面となること(2.1-9)とを強調

国連人口基金と人道支援

UNFPA

■ 人道問題

- 自然災害や戦乱を含め、理由を問わず大規模かつ直接的に生命・身体に危害が及ぶこと
- 国境を越えた問題であり、**人権に基づくもの**である
- 正当かつ普遍的な原則に基づく介入が必要
- 特に**社会的弱者**に影響が大きい
➡ 女性、特に夫のいない女性、若い女性は被害にあいやすく、SRH/RRのサービスを利用しにくい

国連人口基金は、

- ◆ 緊急時…被害地域の人々への**性と生殖に関する健康問題の保健医療サービス**、必要最低限の衛生用品をまとめた**衛生キット等**、基本物資の緊急供給を担当
- ◆ 復興期…**女性や子ども、若者たちが再建プロセスに主体的・積極的に関われるよう継続的に支援**

(2.1-10)

(2.1-10) “国連人口基金の人道問題に対しても、gender-based violence(ジェンダーに基づく暴力)は最も重要視されて取り上げています。”
“平和プロセスに女性の参加が少なかったり女性をちゃんと参加させないとジェンダーに基づく暴力は減りません。”

国連人口基金と人道支援

UNFPA

5つの目標

1. 妊産婦や新生児の質の良い**保健サービス**の利用を高める
2. 特に**若者(青年を含む)**や**ハイリスク集団のHIV、STI予防サービス**の利用を高める
3. 法律や**政策提言・実施**により**ジェンダー平等**と**リプロダクティブ・ライツ**を高める
4. 若者の**SRHサービス**、**性教育へのアクセス**を高める
5. 人口動態、家族計画を含めたSRHなどに関連するデータ量を増やし、分析する

(2.1-11)

紛争・危機時の国連人口基金の活動

UNFPA

- ◆ 加盟各国・地域が決議1325号などの女性・平和・安全保障に関する**決議を実現することを支援**
関連決議: 決議1820号(2008)、決議1888号(2009)
決議1889号(2009)、決議1960号(2010)
決議2106号(2013)
- ◆ 国レベルでの活動
➢ 政府、国連機関、その他の機関の能力を開発することに焦点を置き、平和と安全保障、予防、保護、参加の領域での**活動を企画・遂行する際にジェンダー問題を組み入れるように助言**

(2.1-12)

出典: 世界人口白書2010

平和構築における女性参加の重要性

UNFPA

- ◆ 平和構築のプロセスにおいて、女性の参加率は少ない
➢ 平和構築交渉参加者のうち8%、署名者のうち3%が女性
➢ 国連主導の平和交渉では女性がリーダーに任命されたことはない
➡ 軍事要員や制服組(文民警察官)における**女性の参加を促進**
- ◆ 女性の参加が少ないと、女性にとっての重要課題の優先度が低くされ、体制も十分でなくなる。また、政策が策定されても、実現に至らないことが多い。
- ◆ 全ての平和構築戦略および活動では、継続的に女性が参加し、ジェンダーの視点が組み込まれることが必要。

(2.1-13)

出典: UNWomen HP

UNFPAの活動事例
女性の参加

◆コロンビア：平和プロセスに参加している女性団体の支援
◆ボツワナ：国内の州立大学及びUNICEFと提携し、首長会議が女性・平和・安全保障に関する問題を包括的に扱うための能力開発事業に参加
◆ルワンダ：国の警察当局がより効果的にジェンダーに基づく暴力に取り組むための支援、女性警察官の採用と昇進を推進するための支援
◆ニカラグア：国家および地域レベルでの貧困削減対策およびジェンダー暴力対策における女性参加の促進。最高裁判官(女性)も参加

(2.1-14)

出典：世界人口白書2010

UNFPAの活動事例
予防

◆コロンビア：ジェンダー問題を主流に据えた特別対策チームの設置(軍隊、警察などへのアドバイス)
⇒軍隊と警察がジェンダーに基づく暴力の問題にもっと敏感になった
◆リベリア：ジェンダーに基づく暴力のサバイバーのための心理社会的支援および地域支援サービスの確立の支援
◆グアテマラ：ジェンダーに基づく暴力に関連する政策の実行および法律等の施行
◆ネパール：「1325号決議実行のための全国行動計画」の策定を支援

(2.1-15)

出典：世界人口白書2010

(2.1-15) “どのように予防するか。やはり教育です。教育とインフォメーション。先ほどのネパールでは国連の決議案を使って、NGO、政府、女性の国会議員が一緒に働いて、ジェンダーに基づく暴力を少なくするという活動を行っています。”

“またコロンビアなどでは特別対策チームを設置し、軍隊、警察などへアドバイスを行っています。”

UNFPAの活動事例
ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争(1992-1995)

現状

- ◆レイプサバイバー2万人以上
- ◆性暴力による出産多数(数不明)
- ◆ジェンダーに基づく暴力生存者の80%は現在でも精神的症状が残っている。子どものトラウマも多い。
- ◆NGOなどが政府による賠償金支払いに対する運動を実施。しかしながら、被害者として登録したものに対し、政府が賠償金を支払うようになつたのは2008年から。

(2.1-17)

出典：UNFPA HP、イントロ

(2.1-17 2.1-18) “ボスニア・ヘルツェゴビナの紛争のあった1992～1995年にはこの地域でレイプがたくさん起き、レイプのサバイバーがだいたい2万人以上いるといわれています。の中には、性暴力による出産も非常に多數あり、数えきかっていません。ジェンダーに基づく暴力生存者の80%、おそらくそれ以上は、精神的な傷害が残っています。子どもたちもトラウマに陥っているというのが現状です。NGOなどが政府に賠償金を支払わせるという運動を実施しておりますが、被害者として登録していない人もかなりいますので、必ずしも全ての方たちが賠償金を貰っているわけではありません。”

国連人口基金の活動事例
ネパール

◆1325号決議実行のための全国行動計画」策定の支援
◆女性議員を対象とした人権(特に1325号決議および1820決議に焦点をあてた)に関する研修を実施
◆1325号決議に関する平和支援ワーキンググループに参加
◆Dang および Surkhet地域における性に基づく暴力に関する調査の実施
◆保健従事者用研修、草の根レベル用研修等
◆1325号決議の理解促進にかかる資料作成(一般向け漫画、メディア用資料キット、研修資料(指導者用・受講者用))の作成等

(2.1-19)

(2.1-14) “これは、国連人口基金の女性参加の活動で、どういう所で何をやっているかというリストです。”

“コロンビア、ボツワナ、ルワンダ、ニカラグアなど150～160カ国の多くの国で活動しています。これらの国では、成功例として色々な活動を行っております。”

“先ほど私が話しましたニカラグア。私はニカラグア、コスタリカ、パナマの国連人口基金の代表として3年半勤務しておりました。そこでは、女性参加の促進をし、ジェンダーに基づく暴力をなくし、女性の最高裁判官も参加して三つの組織が一緒に働くというモデルを作り上げています。”

UNFPAの活動事例
保護

◆コロンビア：女性に対する暴力に関連した総合的保護体制を拡充するための施設および地域社会の能力を開発するプロジェクトの支援
◆ボツワナ：診療所に来る難民を対象に、HIV予防を含むセクシュアル/リプロダクティブヘルスサービスの支援・提供
◆コソボ：家庭内暴力の被害女性向けシェルター建設の資金調達戦略の策定
◆グアテマラ：暴力の被害女性向け総合ケア(医療・心理・法律的)の提供

(2.1-16)

出典：世界人口白書2010

(2.1-16) “保護としては、例えば、コソボなどでは総合的保護体制の一環としてシェルターを作ったりしています。また、community-based能力を開発するプロジェクトの支援などを行ったり、HIV予防を含むセクシュアル/リプロダクティブヘルスサービスの支援・提供をボツワナでは行っています。”

UNFPAの活動事例
ボスニア・ヘルツェゴビナ

◆ボスニア・ヘルツェゴビナ人権省とのパートナーシップにより「信託基金」を設立し、被害者への資金的および社会的支援を実施
◆多数の広報活動
▶「世界人口白書2010(紛争・危機からの再生:女性はいま)」での特集
▶国連女性の地位委員会(CSW)のサイドイベントにおけるパネル開催、映画上映等
▶ボスニア及び全世界における写真展示会

効果

◆“Association of Concentration Camp Torture Survivors”等への資金提供
◆ボスニア人権・難民省「紛争における性的暴力被害者への対応策」の作成
◆同省「暴力被害者及び一般市民戦争被害者の権利に関する法律」の策定

(2.1-18)

(2.1-19) “例えば、ネパールにはブータン人のrefugee campがありました。そこで暮らす方々は、夜トイレに行くとか、薪を取りに森の中に入つて行く、水を汲みに行く、遠くまで行くというときに、ジェンダーに基づく暴力(レイプ)をされることがあります。”

“どのように防止するかというと、やはりそこで暮らすコミュニティの人たちが、お互いにどう守り合うか、それが起こっているということをはつきり表に出すことです。それから男性も組み込んで、教育をすることも大切です。表に向けて隠さないで話すということが非常に大切なことです”

◆自然災害

不平等がもたらすもの

...途上国の人々、特に社会的弱者である
一貧しい人、女性が大きな被害を受ける

ハリケーンによる貧困層への経済的ダメージ

最貧困 25%の 人	中の下 25%の 人	中の上 25%の 人	裕福な 25%の 人	
ハリケーンにより 失われた財産(%)	31.1	13.9	12.2	7.5

(2.1-20)

Source: UNDP, Climate change widens the inequality gap in Latin America and the Caribbean

2010年11月5日 ハイチにおける洪水

“次は、自然災害のときです。
自然災害のときもジェンダーに基づく暴力が行なわれます。”

(2.1-20) “自然災害のときに誰が一番ダメージを受けるか。それは最貧困層、社会的弱者です。どこの国においてもそうです。開発途上国だけではなく日本も同様です。”

“バングラデシュでよく洪水などがありますが、誰が被害者になるか。それは貧困層の方たちで、洪水で流されるような所にしかお家を建てることができない方々です。”

“こちらはハイチの写真ですが、ハリケーンによる被害です。裕福な方のうちの7.5%しか財産を失っていません。でも、最貧困層では、32%の方たちが財産を失っています。”

“これが現状です。財産だけではなく、ジェンダーに基づく暴力においても、貧困層の方たちが犠牲者になることが多いのは非常に重大なことです。貧しい人、特に女性が最も大きな被害を受けています。”

女性…気候変動に対して最も脆弱

◆気候変動はすべての人を脅かすが、しかしそのとおりでも、
女性への脅威は特に大きい

なぜ?
差別的なジェンダー規範が、女性の社会的・経済的な資源へのアクセスを男性のそれよりも低いものにしている。

世界規模でみた時、男性と比較して女性は

- ◆より多くの無償労働をしている
- ◆同様の仕事でより少なく稼ぐ
- ◆低価値・低給料の仕事に就く傾向にある
- ◆持続的に貧困な立場にあり、健康状態が比較的に悪い
- ◆所持できる経済的な財産、土地などが少ない
- ◆市場や現金へのアクセスが限られている

(2.1-21)

Source: UNFPA 2009, Population Dynamics and Climate Change, Gender and Climate Change Policy

(2-1-21 2-1-22) “これは、どうして女性が最も被害を受けやすいのか。”
“もちろん、教育がない、地位が低い、decision-making (決定) できない、それから、社会的・経済的な資源へのアクセスが少ないなどいろいろなことが要因として挙げられます。”
“それから、開発途上国では、女性の多くは小規模農家で暮らしています。その場合、災害が起きたときに農家や土地などが奪われて、女性が最も被害を受けます。”

UNFPAの緊急人道支援

インドネシア沖津波

(2.1-23) インドネシア、衛生キットを受け取る母と子(2004)

パキスタン大地震

(2.1-24) パキスタン、衛生キットを受け取る母と子(2005)

(2-1-23) “国連人口基金の人道援助は、インドネシアの津波、パキスタンの地震、それから、東北の地震等、たくさんの国、地域で行われています。”

“そこで女性に対する衛生キットを配布しました。災害が発生した場合、たいていの場合、テント、水、食料などの支援がまずは優先されます。女性に対する支援が遅れやすかつたり、考慮に入れられない場合が残念ながら多くあります。”

“女性の緊急援助パッケージに生理用ナプキンなどを入れましょうと言いましたのは最近のことです。女性への支援は忘れられていましたし、女性はそれを表立って声に出すことはありませんでした。ということで、国連人口基金は、女性の声が届くような支援を行なっています。また、緊急時における妊婦や出産に対しても援助を行っています。”

ハイチ地震(2010)

UNFPAが提供した衛生キット(20ドル相当)
<中身>
抗酸石鹼・植物性石鹼・制汗剤・生理用ナプキン・下着・漂白剤・歯磨きセット・くし・トイレットペーパー・シャンプー・プラスチック製カップ・洗面器・ビニールシート・プラスチック製皿・スプーン・バケツ

(2.1-25)

写真: UNFPA Haiti

(2.1-25) “これはハイチ大地震の際の写真です。”

女性…気候変動に対して最も脆弱

▶途上国において、
女性が携わっている多くの無償労働は自然資源が中心

▶女性が世界の小規模農家の大部分を占める

- 気候変動は女性が家族のための水・食糧・エネルギーの確保するのより困難なものにしている
- 少女たちは母親の手伝いのために学校を離れるを得ず、女性たちは生計を立てるために家を離れるを得ない。

(2.1-22)

Farming for Development: Agriculture in Mozambique

よって、女性は男性よりも自然災害の被害者になりやすい

UNFPAの緊急人道支援

ハイチ地震(2010年1月)

◆国連人口基金ジェンダーアドバイザーの配置
◆ジェンダーに基づく暴力に関する研修の実施
◆暴力モニタリングシステム設立への支援
◆被害者が治療・相談可能なセンター・警察に関する情報提供
◆リブロダクティブルヘルス関連の活動
(分娩関連用品の提供、個人へ衛生キットの配布等)

(2.1-24)

**UNFPAの緊急人道支援
東日本大震災(2011年3月)**

UNFPAのパートナーNGOである財団法人ジョイセフを通じ、被災地の女性たちのストレスを軽減し、健康や安全を確保できる物資・情報をまとめた「女性支援パッケージ」を配布。

- ・実施期間: 2011年5月～
- ・配布数: 5000キット
- ・配布場所: 主に岩手県
- ・内容:
下着、Tシャツ、靴下、
スキンケア、アロマカード、
トートバッグ、情報パッケージ等

(2.1-26)

(2.1-26) “これは東日本大震災の写真です。国連人口基金(UNFPA)はパッケージを送りました。”

2.2 GB Vとリプロダクティブヘルス

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

リプロダクティブ・ヘルスとは？

- 生殖の仕組み、機能、過程のすべての側面において、単に疾患・障害がないだけでなく、**身体的・精神的・社会的**に完全に良好な状態にあること（ICPD行動計画第7章7.2）

リプロダクティブ・ライツとは？

- すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、および出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利（ICPD行動計画第7章7.3）

(2.2-1)

リプロダクティブ・ヘルスとは？

＜対象…個人から家族、家族から世界＞

- 母子保健
- 思春期保健
- 家族計画
- HIV/エイズを含む性感染症（STI）
- 不妊症治療
- 更年期障害
- 子供の生存
- 人口妊娠中絶（違法な妊娠中絶による健康被害への治療）
- その他
(FGM等のharmful practiceの防止を含む場合もある)

(2.2-2)

(2.2-1 2.2-2) “リプロダクティブ・ヘルスに何が含まれるか”というと、母子保健、思春期保健、ここには性と生殖に関する性教育も含まれます。家族計画、HIV/エイズを含む感染、不妊治療、更年期障害、子どもの生存など様々な課題があります。”

“子どもが生存できない地域では、子どもの出生数が多くなり、その結果として貧困に陥ります。子どもを産んでも死ぬということになれば、たくさんの子どもを産まなければ、高齢者になった時に生活を支えてくれる人がいません。それから、人工妊娠中絶は、国連機関では家族計画には入っておりませんが、中絶を少なくするために家族計画、また避妊具を使えるようにし、性教育を推進しています。その他、リプロダクティブ・ヘルスの中に女性の性器切除廃絶も入っております。”

リプロダクティブ・ライツの指標

健康分野

- 家族計画実行率
- 訓練を受けた出産介助人が立ち会った出産率
- 妊産婦死亡率
- 15～19歳の出生率
- 合計特殊出生率
- 乳児死亡率

社会分野

- 女性国会議員と女性公務員の割合
- 出産休暇、育児休暇（男、女）
- 女性の労働力に占める割合
- 女性の初等、中等教育の就学率
- 結婚、離婚、財産所有、相続に関する権利
- 女性の結婚に関する合意
- 法的結婚年齢
- 男性に対する女性の識字率

(2.2-3)

(2.2-3) “リプロダクティブ・ライツの指標の中には健康の分野があり、そこには、家族計画の実施、妊娠婦死亡率が入っています。また、社会分野では、どのようにして包括的にジェンダーに基づく暴力を減らしていくか、それは、ジェンダーに基づく暴力だけにフォーカスするのではなく、例えば社会分野においては、女性の国会議員と女性の公務員の割合を増やすことが大切です。女性の国会議員が増えると、女性の問題が国会で話し合いやすくなり女性の声が届きやすくなるので、政策決定のために非常に大切です。”

“日本は世界経済フォーラムのジェンダーランキングで何位ぐらいかご存知ですか。先進国とは思えないほどランクが低く、101位です。”

“どうして低いですか、これには4つ指標があり、1つは教育、1つは保健で、これらは日本の女性は非常に高いのですが、残り2つの指標が大変低くなっています。

うち、1つは経済活動に対する参加です。これについては、どれだけの管理職の女性や専門職の女性がprivate sectorなどにいるか、政府機関にいるかというのを見ている指標です。”

“そして最後の1つは、政治的参加です。国会議員の女性が何%いるか、大臣の女性が何%いるかということでも汲み取ることができます。このような指標が表に現れ、全体で約160ヵ国ある内、日本は101位となっています。”

(2.2-4) “ミレニアム開発目標5番は国連人口基金が中心に働いている目標です。”

“ここには2つのターゲットがあります。一つはリプロダクティブ・ヘルス、1990年と比較して妊娠婦の死亡率を2015年までに3分の1に削減する。”

もう一つは2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現することです。

国連人口基金（UNFPA）は、全ての女性たちがリプロダクティブ・ヘルスに関するサービスと情報にアクセスできるために活動しています。

世界には2億1,500万人の女性たちが避妊具を使いたくても入手できず、自分が望む子どもの数よりもたくさん持っているという現状があります。”

ミレニアム開発目標(MDGs)

ミレニアム開発目標の中で、最も達成が危ぶまれている目標

目標5 妊産婦の健康の改善

- 1990年と比較して妊娠婦の死亡率を2015年までに3分の1に削減する。
- 2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する。

(2.2-4)

妊娠婦死亡数(2012年)

- 世界全体：28万7,000人
- 開発途上国：28万4,000人
- ※サハラ以南のアフリカ諸国と南アジア地域の妊娠婦死亡数＝世界の85%

MMR (2008)

Population >20,000 not included in the assessment

(2.2-6)

(2.2-5) “世界中で毎日800人の妊娠婦が亡くなっています。ほとんどの場合が予防できるものです。”

毎日800人…

毎日800人…

世界のどこかで妊娠婦が亡くなっています

年間28万7000人(2010)

- ・1990年時54万3000人
(47%減少)

(2.2-5)

妊産婦死亡の原因

- 妊娠合併症、出産に伴う死亡**
 - 出産後の出血、不衛生な環境での出産、妊娠中毒症の合併症など
- 貧困による死亡**
 - 貧困→情報不足/教育不足→医療へのアクセスがない→妊産婦死亡が減らない
- GBVに起因する死亡**
 - 児童婚→若年妊娠
- その他の原因による死亡**
 - 産前健診の未受診、医療従事者の立会い無しでの出産、自宅出産などにより、妊産婦の不調や合併症の発見・対応の遅れ
 - 医療従事者の不足、輸送システムなど社会基盤の不備

(2.2-7)

GBVに起因する児童婚

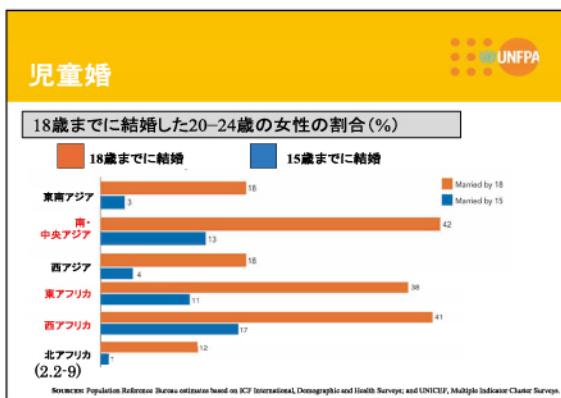
児童婚

- ◆一方、あるいは両者が18歳以下;
- ◆合法的もしくは慣例による結婚

- 児童婚は多くの場合、少女自身の意志と一致したものではない（伝統的な慣習・ジェンダーの不平等に起因することが多い）
- 暴力や虐待、そして少女の体を危険にさらすという、人権の侵害である
- 少女の結婚は、少年の場合に比べ、人生・健康や将来を脅かす
- 教育の欠如に陥ることにより、少女の可能性を摘み取る

(2.2-8)

出典：Marrying Too Young: End Child Marriage, UNFPA Fact Sheet, 2012



(2.2-8) “児童婚。これは人権の侵害であり、暴力や虐待を受ける可能性が非常に高くなり、人生と健康や将来を脅かします。その上、少女は貧困のために結婚させられてしまい、幼くして出産し、母親となり、教育の欠如に陥ってしまいます…”

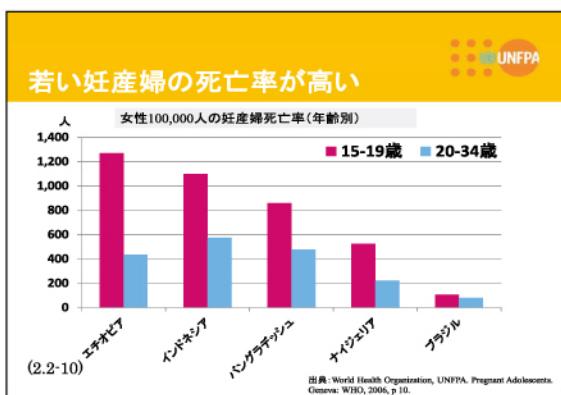
(2.2-9) “…世界中で18歳までに結婚した20-24歳の女性の割合ですが、やはり南・中央アジアが多いです。”

“これは、赤い所が18歳まで、青い所が15歳までに結婚した女性の割合です。南・中央アジアが多くなっています。”

“それから、東アフリカ、西アフリカについてはかなりの女性たちが18歳以下で結婚しています。”

“南・中央アジアでは42%が18歳までに結婚しています。”

“この結婚年齢を上げる目的は、女性がちゃんとした教育を受けるためでもあります。教育がなければエンパワーメントも進まない、ジェンダーに基づく暴力のvictimになりやすくなります。”



(2.2-10) “若い妊産婦の死亡率を見ると、やはり結婚年齢が若いと死亡率が高くなっています。”

“児童婚の根底にある要因に取り組むためには、男性が参加していないと、なかなか解決できません。さらに、リプロダクティブ・ヘルスサービスを充実しなければなりません”

問題解決のカギ

- ◆リプロダクティブ・ヘルスサービスの充実
 - 包括的な性教育とセクシャル/リプロダクティブ・ヘルス・サービス
 - 避妊法、性感染症、HIV感染の予防と治療
 - 妊産婦保健サービス、人工中絶後のサービス
- ◆児童婚の底流にある要因に取り組む
 - 地域社会に働きかける、特に**男性の共同参画**がカギ

(2.2-11)

WHO

(2.2-12) “サラエちゃんの場合は、彼女は両親が決めた10歳以上の見知らぬ男性と結婚させられました。

エチオピア政府は18歳未満の結婚は禁止していますが、実際にはこのようなことがたくさん起きており、この地域では20%の女の子たちは10歳までに結婚し、15歳になるまでに50%の少女たちが結婚をさせられています。彼女たちは教育を受けられず、収入も自分の手には入らず、ジェンダーに基づく暴力に陥りやすくなっています。そして、若年出産に伴う危険率も高くなっています。”

“UNFPAによる二つの対策は、教育と啓蒙です。読み書きはできなくてはいけません。それから、女性のエンパワーメントも推進なくてはいけません。私たちは若年結婚の問題を地域のNGOなどと働きながら、説明して解決していくという方向に進めています。”

エチオピア 若年結婚: サラエちゃんの場合

サラエちゃん(12歳)は、4か月前に結婚した。

- 相手は、両親が決めた10歳年上の見知らぬ男性
- 主婦になるため、学校を辞めなくてはならなかった

- 政府は18歳未満の結婚を禁止している
- しかし、この地域では女児の20%が10歳までに、50%が15歳になる前に結婚させられる
- 若年出産に伴う危険性や人権に関する問題
- 国連人口基金による2つの対策
 - 「教育」…読み書きなど、女性の自立を助ける
 - 「啓発」…若年結婚の問題を地域で説明

(2.2-12)

出典: UNFPA

**ニジェール
カブラさんの場合**

カブラさん(25歳)は、15歳で結婚し、3人の子を産みました。

- 3人目の出産の時、荷馬車で病院に着くまで2日間も脚痛に苦しんだため、フィスチュラ(産科ろう孔)という病気になった
- 夫から見捨てられ、近所の人たちにも軽蔑される
- フィスチュラは3万円で治療できる病気

問題

- 病院の設備が整っていない、
- 手術費が払えない、
- 正しい知識がない、
- 自らの意志でRHサービスへのアクセスができない(ジェンダーの不平等がゆえに)

(2.2-13)



写真: フィスチュラが治った
カブラさん
©UNFPA

(2.2-13) “ニジェールのカブラさんの場合ですが、彼女は15歳で結婚し3人の子を若くして産みました。フィスチュラ(産科ろう孔)が原因で性生活ができなくなり、夫からは見捨てられ、近所の人たちに軽蔑されました。フィスチュラは通常ですと3万円で治療できる病気です。”

ニジェールの現状



- ◆ 60%の女子は15歳未満に結婚している
- ◆ 74%の15~24歳女性が読み書きできない(2007)
- ◆ 幼児死亡数は76/1000である(2009)
- ◆ 妊産婦死亡数は820/10万である(2008)
- ◆ 避妊普及率5%(2005)

女性のRHサービスへのアクセスを男性がコントロール

(2.2-14) **男性向けプロジェクトの必要性**

(2.2-14 2.2-15) “ニジェールでは男性向けのプロジェクトを立ち上げました。

これは、「夫の学校」といい、非常に成功しました。西アフリカではこの「夫の学校」が広まりました。

男性の意思決定権が伝統的にまた習慣として強いところでは、男性が協力し、一緒に参加することが不可欠です。”

**UNFPAの活動例
ニジェール**

1. ラジオ放送

「フーラの冒険(Aventures de Foula)」の全国放送

2009年より、ラバ・タンジャ元大統領夫人の指導の下、家族計画、望まない妊娠、女性性器切除(FGM/C)やHIV感染予防を取り扱った「フーラの冒険」の全国放送

2. 夫の学校(Schools for Husbands)

ニジェールのジンダー地域で、女性の健康改善や妻の地域社会で活動への理解を示している男性が選ばれ、「夫の学校」に集まり、妊娠・出産に関わる地域の問題について議論し、礼拝の機会に地域の人向けのセミナーを開くなど、啓発活動を実行

(2.2-15)



(2.2-16) “わかりやすく、面白いラジオ放送の物語として情報を発信しました。”
“それから、「夫の学校」も設立しました。

この夫たちは女性の地位向上に対しては非常に肯定的です。モデルになるような方たちに来ていただいてリーダーシップ、コミュニケーションなどのトレーニングをしました。

そういった女性に理解を示すモデルの男性達がまだ保守的な方たちに、メッセージを発信します。女性だと、ウーマン・リブだとか言ってどうしても聞いていただけないということもあります。男性から男性にメッセージを発信すると保守的な男性も耳を貸します。このようなプロジェクトは非常に成功しました。”

**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
ニジェール**

ラジオ放送

フーラの冒険(Aventures de Foula)」の全国放送

- ◆ 家族計画、望まない妊娠、女性性器切除(FGM/C)やHIV感染予防を取り扱う
- ◆ NGO L'ANIMAS-SUTURA を中心に
UNFPA、世界銀行、世界基金が資金協力

主な活動内容:

- ① 全国90以上のラジオ局で放送
- ② 農村、学校、サービスエリア、保健所、軍隊における勉強会の実施

(2.2-16)



フーラの冒険(Aventures de Foula)の地域活動

(2.2-16) “わかりやすく、面白いラジオ放送の物語として情報を発信しました。”
“それから、「夫の学校」も設立しました。

この夫たちは女性の地位向上に対しては非常に肯定的です。モデルになるような

方たちに来ていただいてリーダーシップ、コミュニケーションなどのトレーニ

ングをしました。

そういった女性に理解を示すモデルの男性達がまだ保守的な方たちに、メッセー

ジを発信します。女性だと、ウーマン・リブだとか言ってどうしても聞いていた

だけないということもあります。男性から男性にメッセージを発信すると保守的

な男性も耳を貸します。このようなプロジェクトは非常に成功しました。”

夫の学校(School for Husbands)



- ◆ 2007年 南ニジェール・ザンデール州で開校
2011年 ザンデール州で131校、マラディ州で46校
- ◆ 目的
男性の地域レベルでの健康推進分野への参加促進&意識改革
- ◆ 学校システム
△月2回 ミーティングを開催
コミュニティが持つリプロダクティブ・ヘルスに関する問題を議論
△平等主義
△議論ごとに異なる担当者による議題設定・司会進行

(2.2-17)

**夫の学校(School for Husbands)
学校の方針**

1. 議論・意識決定・行動の場
2. 他者を尊敬し、意見を積極的に聞く精神が大切
3. リプロダクティブ・ヘルスの現状改善
医療面よりも**行動面**を重視

(2.2-18)

(2.2-17) “「夫の学校」参加者は、女性の地位向上に対して非常に肯定的な方々で、モデル的男性で、コミュニケーションやリーダーシップのトレーニングを受けることによって、保守的な男性に参加男性からメッセージを発信します。



- 夫の学校(School for Husbands)**
学生となる男性の9つの選出基準
-
- ①結婚をしている
②25歳以上である
③妻がリプロダクティブ・ヘルス・サービスを利用している
④ボランティア精神がある
⑤妻の地域活動参加により理解を示している
⑥学校への出席が可能である
⑦モラルを持っている
⑧家庭内の調和を重要視している
⑨家族メンバーを大切にしている
(2.2-20)
- ※特に①～⑤は必須条件

- 夫の学校(School for Husbands)**
トレーニング
- 地域保健組織、ローカル保健所、コーチ向け
夫の学校の方針に基づく4日間のトレーニング
- 学生向け
- リーダーシップ
 - グループ心理力学
 - コーチ・テクニック
 - コミュニケーション・テクニック/政策提言/交渉力
- (2.2-21)

- 夫の学校(School for Husbands)**
2つのローカルNGOによるサポート①
- 能力育成、地域活動に長けているNGO
⇒「コーチ」として10～12の学校を監視
- 各学校の能力をモニターする
 - 学校活動や毎月開かれる集会を補助する
 - 生徒たちの質問解決や的確な解決策提供を行う
- ★「Cahier de suivi」モニターニング雑誌 刊行
NGO活動を促進するために、UNFPAニジェール事務所とそのパートナーが発行
(2.2-22)

(2.2-21 2.2-22) “どのようなトレーニングをしたかというと、リーダーシップ、グループの心理、コーチング・テクニック、コミュニケーション・テクニックによって女性の地位向上、望まない妊娠を防ぐとか、家族計画を使う、責任を持って子どもの数を決める、女性の尊厳を守り、ジェンダーに基づく暴力をなくしていく”といふものです。”

- 夫の学校(School for Husbands)**
2つのローカルNGOによるサポート②
- 技術的強化を行うNGO
- リプロダクティブ・ヘルス・サービスに関する情報提供や助言を行う
 - 夫のリプロダクティブ・ヘルス知識へのアクセスを確実なものにする
-
- さらに、ローカル保健所、助産婦、宗教リーダーがモデレータとしてサポート
- (2.2-23)

夫の学校(School for Husbands)
活動の成果

リプロダクティブ・ヘルス指標の改善

	2006	2010
家族計画の使用率	1.7%	17.20%
専門家立ち会いの下で行われる出産	8.39%	25.02%
避妊普及率	5%	21%
産前健診率	28.62%	87.30%

男性・コミュニティ全体の意識・行動の変化
リプロダクティブ・ヘルスへの理解関心がより積極的に

設備の改善
保健センターでの公衆便所の建設、助産クリニックの建設、etc.
(2.2-24)

(2.2-23 2.2-24) “夫の学校の活動成果としてリプロダクティブ・ヘルス指標が改善しました。家族計画の使用率、専門家立ち合いの下で行われる出産、避妊普及率、産前健診率などが大幅に改善しています。また、男性・コミュニティ全体の意識・行動の変化にもつながり、リプロダクティブ・ヘルスへの理解関心がより積極的になりました。”

- 夫の学校(School for Husbands)**
活動の成果
- 地域保健所 行政・伝統権威
- 持続可能な活動を可能に
 - 他国への良き模範役
シエラレオネ、ブルキナファソ、ギニア
- (2.2-25)

(2.2-25) “地域の保健所と行政・伝統権威と一緒に協力することが効果的です。ニジェールの夫の学校が成功したプロジェクトだったため、シエラレオネ、ブルキナファソ、ギニアなどにも広がっていました。”

3. 長期的・戦略的なジェンダー課題

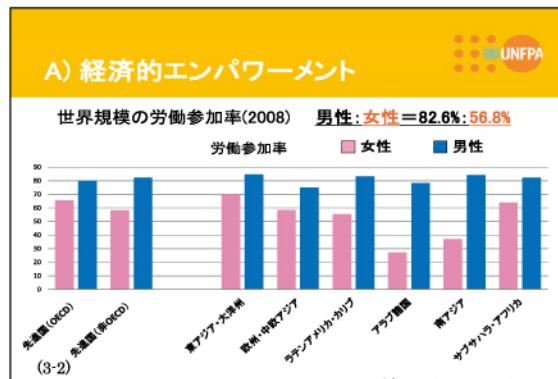
「長期的・戦略的ジェンダー課題への対策は、国連機関では経済的エンパワーメント、教育分野におけるエンパワーメント、政治的・社会的・法律的分野におけるエンパワーメント、この3つの分野で行っています。」

長期的・戦略的なジェンダー課題

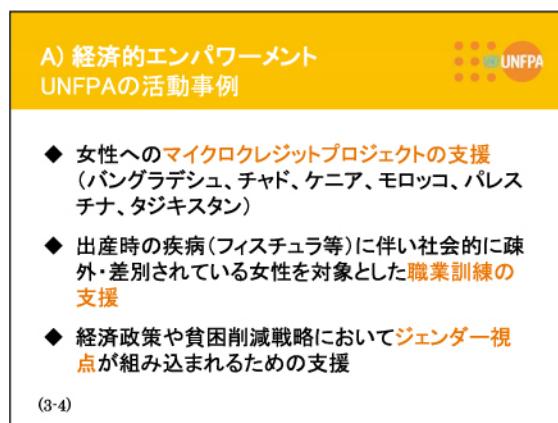
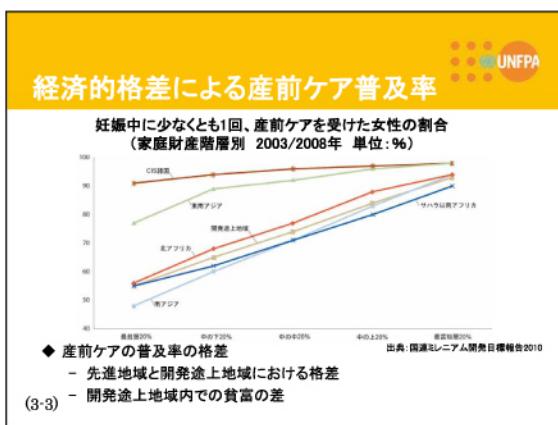
UNFPA

A) 経済的エンパワーメント
B) 教育分野におけるエンパワーメント
C) 政治的・社会的・法律的エンパワーメント

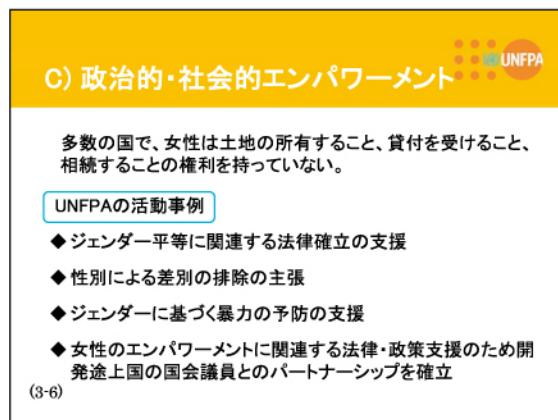
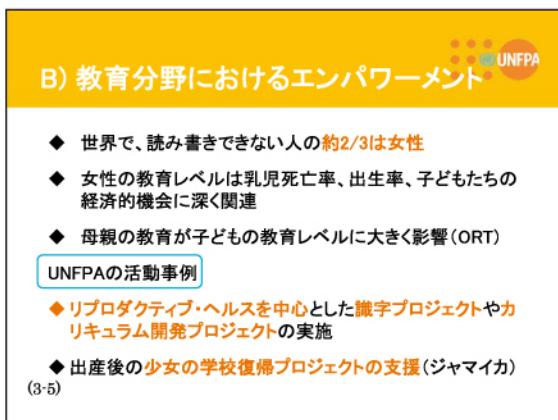
(3-1)



(3-2) “これは、女性と男性の労働参加率です。世界では男性が82.6%、収入のある労働に就いています。女性は毎日家事をやっているので、収入はないですが労働に参加しています。女性の場合は収入のある労働についているのは56.8%です。ここで見て分かることは、南アジアでは特に男性の参加が高い一方で女性の参加は低い現状です。それから、アラブ諸国もかなり差があります。”



(3-4) “経済エンパワーメントにおいては、国連人口基金としてはマイクロクレジットプロジェクトを行っている国もあります。”
“それから、先ほど見たフィスチュラ(出産のときの疾病)で差別される女性たちに職業訓練をし、自分で収入を得られるように支援、それから、ジェンダー視点が組み込まれるような貧困対策のプロジェクトを作り上げる取り組みを行なっております。”



(3-6) “社会的・政治的エンパワーメントについて。これは法律を制定する支援をしたり、差別の排除、ジェンダーに基づく暴力の予防の支援などに取り組んでおります。”
“それから、開発途上国の女性の国会議員たちに対するトレーニング、さらに、どこの国に何人ぐらい、何%の女性の国会議員がいるかというジェンダー指標を出して、指標や政策を比較し、国連人口基金だけではなく、色々な国連機関と共同して取り組んでいます。”

長期的・戦略的なジェンダーの視点
国連人口基金の最新レポート

"Population Dynamics and Poverty In the LDCs: Challenges and Opportunities for Development and Poverty Reduction" (May 2011)

若者、女性のエンパワーメント、リプロダクティブヘルスへの投資はLDCsの生産能力増加及び貧困削減に欠かせない。

- ◆ 世界の48のLDCsの人口の60%は25歳以下。若者が健康、教育、雇用を保つことができれば、経済成長と貧困削減につながる。
- ◆ 若い女性が教育され、健康であり、望まれない妊娠やHIVを避けることができるとき、彼女たちは社会の貧困削減の戦いに貢献できる。
- ◆ リプロダクティブヘルスサービスに投資すると、女性が出産の間隔や子どもの人數を決めることが可能で、仕事をする機会が増え、国家経済の成長につながる。妊産婦の死亡が削減し、家族が小さくなり、各子どもの健康と教育に投資することができる。

(3-7)

4. 人口問題におけるジェンダー差別

“人口という意味でも非常に男女差別があるということを少し触れておきます。”

性比バランス①

- 出生時 男>女
↓
- 成人 男=女
↓
- 高齢 男<女

日本の人口ピラミッド
Male Female
100
95 90 85 80 75 70 65 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15 10 5 0
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
Population (in millions) Age Group Population (in millions)

† 男性に対して、女性が約340万人多い

- 出生時には生物学的理由から男児が多い(女児100に対して男児103~107)
- しかし、男性は一般的に一生を通じて死亡率が高い
- その結果、全人口で見ると世界のほとんどの国で女性が多い
(日本では、男性:女性=95:100)

性比バランス: その社会のウェル・ビーイング(良好な状態)を示す指標
(4-1)

出典: U.S. Census Bureau, International Data Base
人口推計月報平成21年8月

(4-1) “これは日本のピラミッドです。日本は少子高齢化で、女性の方が男性よりもかなり多いです。ご存じのように女性の方が長生きをする傾向にあります。”

性比バランス②

日本の人口ピラミッド
Male Female
100
95 90 85 80 75 70 65 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15 10 5 0
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
Population (in millions) Age Group Population (in millions)

インドの人口ピラミッド
Male Female
100
95 90 85 80 75 70 65 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15 10 5 0
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
Population (in millions) Age Group Population (in millions)

<日本の人口>
■女性に対し、男性が約340万人少ない
■男性:女性=95:100
(4-2)

<インドの人口>
■女性に対し、男性が約4273万人少ない
■男性:女性=107:100
…なぜ?
出典: U.S. Census Bureau, International Data Base

(4-2) “インドでは出生時に性差別が行なわれています。”
“これはインドの人口ピラミッドです。10歳以下では男の子の方が多くなっています。息子を好むため、女の子を妊娠したとなると中絶する、闇中絶が行なわれることが原因です。今、私たちはこのような statistics (統計) を使って表にして、この差別をなくすためインド政府と NGO などと共に働いています。”

性比バランス③

- アジア諸国の一部に、女性の不足が見られる
 - 強い男児選好
 - 出生前診断を利用した女児中絶
 - 出生後は、意図的な育児放棄や飢えによって女児を死に至らしめる
- 中国・ベトナム
 - 家名を継ぐのは男子/男子の経済力
- インド
 - 娘は「経済的に負担のかかる存在」
 - 娘には一家の収入に対する貢献があまり見込まれない
 - 女性が結婚する際に必要な「ダウリ」(高額な持参金)

「自分たちが持つべきもって来なかつたことを理由に、明けても暮れても、私は夫とその親族から言葉でも身体的にも虐待を受けました。…私ができることは、もう何もありません」
(4-3) 一結婚後6ヶ月のジャムナ、19歳、インド

(4-3) “女児であるがための妊娠中絶の問題にどのように取り組んでいくか。これは女性差別でジェンダーに基づく暴力なのではないか。どうして差別や暴力が起きるのか。その原因は男性を好む慣習、男性に経済力があるためです。それから、家の名を継ぐのは男性であるとか、女性は経済的に負担がかかる、インドでは持参金が必要だからということにも原因があり、女児の妊娠中絶、sex selective abortionが行われています。”

5. わたしたちができること What can we do?

グローバル社会に生きるということ

① 多様性
② 公平性
③ 協同型

■ グローバル社会と地球市民として生きること
～Think Globally, Act locally～
■ 「愛の反対は憎しみではなく無関心」(マザー・テレサ)
■ ネットワークの大切さ
(5-1)

(5-1) “では、私たちは何ができるのでしょうか。日本にいるとわからないこともあります、多様性が世界にはあります。公平性、協同性が必要になってきます。私たちはいやがおうにもglobal citizen、社会のcitizenとして私たちは生きていますので、世界で何が起こっているか、目を向けて知ることが大切です。”

それから、これはマザー・テレサが言ったことですが、「愛の反対は憎しみではなく無関心であること」という言葉があります。
“ネットワークの強さも重要です。この岡山でされているこのVSCOさんの活動や、AMDAさんが色々な開発途上国で、開発と緊急支援をなさっています。これは素晴らしいことであって、非常に私は感銘を受けています。このネットワークを日本にまた世界に広げていかれることが期待しています。”

私たちが今できること

UNFPA

- 世界の人口問題について知ろう
- 情報交換しよう
(ブログ、ホームページ、SNS)
- 一緒に活動しよう
(ボランティア、インターン)
- 寄付しよう

(5-2)

Thank you !

UNFPA

ご静聴ありがとうございました
ボランティア活動に興味のある方はご連絡ください

国連人口基金(UNFPA)東京事務所
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル7階
TEL: 03-5467-4684 FAX: 03-5467-8556
tokyo.office@unfpa.or.jp
www.unfpa.or.jp

(5-3)

(5-3) “本日は岡山県会議員、国会議員の方々、総社市長、弁護士会、医師会の方々、NGOの方々のご意見や活動を聞かせて頂きまして、非常に感銘を受けるとともに勉強になりました。
これからも、岡山の個々のNGOの方などと活動と一緒にしていきたいと思っています。本日はどうもご清聴ありがとうございました。”

基礎自治体からの報告

司会：それでは続きまして、基礎自治体からの報告に移らせていただきたいと思います。基礎自治体条例化報告といたしまして、**総社市の片岡市長**に来ていただいております。よろしくお願ひいたします。

片岡：総社市長の片岡聰一と申します。VSCOさんとは3年前からのお付き合いです。

僕はこの犯罪被害者支援条例について、特別な思いを持っているんです。僕はなぜここまでにといふか、この犯罪被害者に対して徹底的にやろうと思ったかというと、国に対する敗北感ですよ。本当に挫折してね。ここまで国家権力かと思った出来事が幾つもあったんです。その象徴的なことが、実は、平成20年の11月頃だったんですけども、総社市内におきまして、離婚後300日以内に産まれた子どもが前の夫との子とするという民法772の適用を、我が総社市の窓口が肃々と行って出生届を却下したんです。この子どもの命を、この国は受け入れないと。子どもと、人間として認めないと。そういう772の法律があるもんですから却下しました。

この母親は前夫から多大なDVを受けておりまして、DVシェルターにも逃げ込んでいたりして、大変なことだったんですけども、我々は却下しました。これは民法772、今のこの国ができた明治憲法、明治の新政府が決めた120年前の法律がありました。特に紫式部、源氏物語というか、通い婚を停止する如くの772なんですけれども。今この世の中で、通い婚があるわけでもなく、母親は誰が父親かはわかる。そういう世の中において、こういうものがいったい何だと思ってたんすけれども。豈図らんや、その母親が戸籍代行業務をしている基礎自治体、市に対して提訴してきました。私は被告になつたんです。日本中のマスコミが全部来たぐらいに、僕の所にやって来て、あなたどう思うというふうに聞かれたときに、普通の市長は「民法772の法律に従って肃々と代行業務を行い、300日以内に産まれた子は前の夫の子とするということでございますので、出生届は受理することができませんでした。あとは国に聞いてください。」というのが普通なんです。けれども、僕はこれを本当におかしいと思ったんで、法務大臣に772の法改正をすべしだと談判しに行きました。森英介法務大臣、前の前の自民党政権下の最後ぐらいの方だったんです。僕は秘書官時代によく森先生を知っていたんですけども、772を法改正すべきだと持つて行ったら、もう日本中のマスコミが全部来たかぐらいに取り囲まれまして。本当に家族制度の在り方とか、貞操観念とか、そりや難しいのはよくわかるんです。これは多分一人じや戦えないなと思ったんで、岡山県市長会に民法772を法改正すべきだということを提案して、15市長会、全会一致で採択されて。中国54市の市長会で採択されて。全国市長会、全国813市の中で、僕が「この772は僕ら国の法律に基づいて代行業務をしていて、子どもが産まってきたても不受理だというようなことではこの国は駄目だと。これを法改正しようということを採択してくれ。」と言ったら、全会一致で採択されて。それを持つてもう一回大臣室に行ったんですけども却下でした。これが岡山地裁から広島高裁に行って、最後最高裁に行くんですけども、僕が被告としていくら提訴されても、やはり原告側の申請というのは棄却が最高裁で決定致しました。いわゆるこの国は、ある場合においては、本当に愛おしい子どもが産まても、出生届を受理しない、人間として認めない。それがDV女性が虐待に遭って産まれた子であったとしても認めないという、そういう国なんです。だから、この国にあんまり頼ってもいけないなとは思ったけど、そんなことはあんまり思わないようにしようと思ってるんですけども。逆に、地方自治体、基礎自治体で守れるものは守っていこうと。我々が救えるものは救って

いこうと。そう思ったので、3年前に高原理事長と森専務にお会いしたときに犯罪被害者支援条例、まさしく僕らと一緒に民法772の300日規定と同じDVの方々に対して救える手立てがあるんなら、これはやつていこうということで、一発でやりましょうということで、立ち上がっていこうと思いました。そのとき、岡山市がやりそうだということは聞いていたんですけども。これは僕がやっても、僕だけやってもしょうがないんで、岡山県15市の市長会で、これ皆でやろうと、皆さんよく聞いてくださいと。不真面目な生活保護っていっぱいいるんです。外車へ乗ってパチンコ屋行って、それで最低賃金で必死で働いている人よりも、住居保護とか医療保護とか、生活保護のいろんな種類を全部セットで受け取ると最低賃金よりも多くなるんです。だけどDVに遭って、被害に遭って住むところがないということを救う課ってないんです。誰も取り付く島がないんです。だから、やはり犯罪被害者支援条例というのを持たないといけないと。そういうふうに岡山県15市の市町会に訴えて。皆、市長もいろいろありましたけれども、やりましょうと。それからVSCOさんに対して人口かける1円とか、いろんなことをやろうというふうに言ったんですけども、侃々諤々しまして、いろいろあったんです。そういう中で各市議さんが、じゃあ総社市の叩き台というのを見せて欲しいと、条例案を。そういうムードになってきたんで、僕らはけっこうそのハードルを低くして、しかも使い勝手が良い案を作つておかないといけないなと思ったので、とにかく犯罪が確定しない、犯人が法的に確定しないときに、すぐに支給できるというものにしておこうということで。市長の判断があり、県・国と相談してそれがOKであれば、即座に支給できるというものにしました。だいたいこの国の法律は犯罪被害者に対して申請後3ヶ月以降の給付となるんですけども。総社市では去年の今頃、夫婦間でDVによる傷害事件があって、その女性側に対して申請後3日後に傷害給付金というものを渡すことができました。そのようにクイックにレスポンスできるようにしてあります。それからさらに、もう1個は、すごく問題なんですけれども、親族間での犯罪事件。これに国は給付できないとするということなんです。これに僕は踏み込むべきだなと思ったんで、これが給付できるようにするにはどういう文章なのかというふうに、侃々諤々やつたら、やっぱり市役所の職員って頭いいんです。この条項の中に給付できないことがあると。というのは、裏返して言うと給付できる。という、わけのわからない条文を作つて、総社市では親族間でトラブルって傷害事件が起こつても給付できるという仕組みにしております。概ね、岡山県15市、それから市町村を合わせると27の市町村が、我が総社市と同じようなハードルのけっこう低い条例を作つています。そういう意味では、日本初で岡山県下全部の市町村が犯罪被害者支援条例を持っているというのは良いことじゃないかなというふうに思います。

僕ら基礎自治体は、これから地方主権とか分権とか言うんですけども。僕らは市民であり、県民であり、国民であるんですけども、犯罪の被害に遭つているとか、それから何か不具合があつたら、県庁には行かないでしょう。みんな市役所に来るんですよ。もっともっとこの市役所、基礎自治体というものの役割がどんどん上がってきて、なんやかんやを国や県任せにしないで僕らがやっていくという、そういうハートを持つていかないと、この国はもたないというふうに思います。特に人口的マイナリティーに対して一歩も二歩も踏み込んだ基礎自治体であるべきだというふうに思つています。例えば今、僕がやつている障害者千人雇用制度、one thousand、1,000人雇用です。これは身体・知的・精神と合わせて総社市の人口中でだいたい4%ぐらいです。それから要介護1～要介護5、いわゆる脳梗塞とかそういう患者さんが寝たきりになつて要介護者、介護保険を受けている方というのはだいたい似たような3%、4%。それから、こっちに住んでいる日本語が全く分からず外国人もだいたい1.5%ぐらいかな。それから、最後は日本人は絶対にお婆さんが一人暮らしになつて残つて死んでいくんですけれども。この交通買物難民さんたちもだいたい3%ぐらいです。だから僕たち基礎自治体というのは、残りの96%を放つ散らかしにしといても、全部無視しても、この3%、この2%に全力投球できるかできなかというのが、その市のクオリティーだというふうに思つている。この犯罪被害者支援条例を制定して、DVから女性を守ろうと言つてもなかなか実際申請して来ません。今、うち一人ですから。だけど、その一人に全力を尽くせるかどうかというのがその市のクオリティーだと思って、これからもやっていきたいと思っております。

司会：それでは続きまして、岡山市安心・安全ネットワーク推進室 安全・安心ネットワーク担当局長の箕浦勝宏様よりお話をいただきます。

箕浦：片岡市長の後、熱い思いのご報告の後で非常にやりにくいんですけども、よろしくお願ひします。

それでは、岡山市の犯罪被害者等基本条例の制定と現状についてご報告をさせていただきます。政令指定都市初とありますけれども、平成23年の4月、当時19あった政令市の中で初めて条例を制定しております。現在は政令市は20になつておりますけれども、まだ制定しているのが8市と聞きます。まだまだこの点では条例化が進んでいない状況思つています。今年で岡山市は条例が施行されてから

3年目になりますけれども、まず初めに条例の概要を簡単に説明させていただいて、それから岡山市の取り組みの状況、総合相談窓口の取り組みの状況を説明させていただきます。

まず、お手元の資料に「犯罪により被害を受けた方へ」というリーフレットと、岡山市の基本条例に関する支援担当課の一覧。これらも参考にしながらお聞きいただけたらと思います。

基本条例については、県下の他の市町村と基本的なところはほぼ同じ内容になっていると思います。性犯罪や傷害、それからひき逃げ、交通事故といった事件とか事故、その被害者やその家族の方などの支援に特化した条例です。他の条例の中に入れ込んでいるというのではなくて、犯罪被害者の支援に特化した条例となっています。そういった中で、市の基本的な施策をこの中に盛り込んでいる条例です。リーフレットに基本的なことを定めた項目ということで3項目挙げています。支援は途切れることなく関係機関と適切な役割分担をして行うなど、支援の実施に関する基本的な原則をまず定めております。また、2番目になりますけれども、施策を総合的に推進するという市の責務を謳っております。

それから3つ目になりますけれども、二次的被害の発生防止、支援の主旨を理解し協力するよう求める市民・事業者の責務というのを定めております。それからその後は、市の施策としてどのような支援をしていくのかということで、5項目を挙げております。まず、市民や事業者に被害者等を地域社会で孤立させないよう情報提供などをを行っている。これは市民の皆さんや事業者にフォーラムとか研修会、そういったもので広くこの事業を啓発していくということになると思います。また、被害者が日常生活を送るにあたって必要な保健医療・福祉サービスを提供すること。これも具体的に謳っております。

それから住居の提供ということで、市営住宅への入居における配慮をすること。それから雇用の安定を図るということで、事業者への理解を深めるよう働きかけをすること。それから、最後に、VSCOさんのような民間の各種支援団体への情報提供、助言などを行うこととしています。市の条例は以上のとおりなんですが、岡山県下の条例の制定状況、先ほど片岡市長が言われましたけれども、23年の4月の時点では、岡山県と市町村では岡山市、総社市が条例を施行しております。それから1年後、片岡市長さんの熱いお話や働きかけもあり、県下すべて27の市町村で条例が制定されたと、こういう経過になっております。県内の全ての自治体が全て条例を制定しているというのは、これは昨年の5月に内閣府の方で会議があったときにわかったんですけども、岡山県以外にはその時点ではこういった全市町村が条例制定という所はないということで、おそらく今も変わってないと思います。こういった県全体の動きとなってきたということで、これは犯罪被害者の支援を全県的に進めていく上では非常に良いことだと思います。あとは、今後の行政同士の連携を加えていくかということが重要になってくると思っています。

次に、犯罪被害者等の総合相談窓口ですけれども、岡山市には、総合相談窓口を設けております。これは、市役所の本庁の南隣に保健福祉会館というのがあります。その中の北区中央福祉事務所の中に保健福祉ネットワークの総合相談窓口と併設という形で設置をしています。

9階建ての建物で、右が中央福祉事務所の入口ですけれども、その入口に総合相談窓口の掲示をしております。この相談窓口では被害者やその家族の方が来られた場合、面接であるとか、電話でも構わないんですけども、そういった場合には情報提供や助言など行っております。総合相談窓口には職員二人を配置しております。女性二人で、一人は保健師としての経験があります。それからもう一人は子ども総合相談所での勤務歴があります。これまでの相談件数なんですが、23年度には16件、24年度は12件。それから今年度に入っては、この8月の時点で6件の相談を受けています。今まで通算で34件の相談があって、その中で保健福祉医療関係が14件、それから住宅の関係が7件ということで、その2つで6割以上の相談ということで、こういったところが非常に困りになっている現状ではないかと思います。

これが総合相談窓口の入口から見たところです。この左手の奥の方に相談専用の個室がありますので、そちらの方で具体的には相談を受けていただくことになります。相談窓口については、相談は祝日とか年末年始を除いた月曜から金曜まで、いわゆる市役所の営業日ということになるんですけども、8：30～午後5：15まで相談を受け付けています。先ほど言いましたけれども、総合相談窓口に個室を用意しておりますので、プライバシーの保護には十分配慮をさせていただいております。ここ以外にも、必要な場合には中央福祉事務所にも個別の相談室もありますので、場合によってはそちらを利用することもできるようにしております。

次に、支援の仕組みについてです。これもリーフレットには載せてあります。窓口で相談を受けて、そちら安全・安心ネットワーク推進室を含めた市の関係部署が相談に乗っています。必要に応じて民間の支援団体等との関係機関との連携協力をしながら相談を受けております。相談窓口では、相談者の方にその担当の部署の方へ行っていただくのではなくて、担当部署の方からそちらの方に来て相談を受けるという、いわゆるワンストップサービスで対応をしています。

次は、22の課がありますけれども、支援連携課の一覧ということで、1番の男女共同参画課から最

後 22 番の安全・安心ネットワーク推進室が表になっております。これは市がどんな支援ができるのかということなんですが、相談の内容は保健医療・福祉であるとか住宅の相談であるとか多岐に渡ります。そういうことからどんな支援が必要なのかということで全市的に調査をしておりまして。現在 43 の項目で支援ができるんではないかと考えています。先ほど資料の中でご説明しました担当課一覧表の 25 年度のところに、2 枚物の資料ですけれども、それに載せておる 43 の支援は、それの中に載せております。支援の内容の所に、右から 2 番目の列ですけれども、1 番から 43 番まで番号を振っております。この 43 が具体的には支援が可能なものと考えています。

次に、支援の相談の内容ですけれども。よくある相談内容ということで例を挙げておりますけれども、住居の関係では市営住宅の使用に関するこことなってきますので住宅課であるとか、それから障害者手帳の取得や生活保護制度といった点については福祉事務所、場合によっては安全・安心ネットワーク推進室もご相談に乗るようになっています。また、VSCO さん紹介とありますけれども、VSCO さんなどの支援団体を必要に応じて相談者に紹介をするケースもあります。それで、相談の事例として考えるケースを何点か紹介したいと思います。例えば、外に出るのが辛いであるとか、引きこもりの日々を送ってやり切れない気持ちになるといったそういった精神的な悩みを訴えられたような相談。こういった場合には担当課の一覧表の中の支援内容の 22 番にあるんですけど、「こころの健康相談」、これは専門医による相談を受けていただくものですけれども。こういったものや、23 番「精神保健福祉相談」、こころの悩みに関する相談を受けていただくものですけれども、こういった制度のご紹介をさせていただくようにしています。それから、これも事例ですけれども、自宅で犯罪に遭ったために、フラッシュバックが起きて自宅にいることが不安で住めなくなったり。そういうケースについては、これは住宅のことになりますので、市営住宅の目的外使用を認めたり、それから抽選時に優遇抽選、普通 1 回引けるものを 2 回引けるといった優遇的な措置を受けることができるようになります。

次に職員の研修についてですけれども、職員の研修は非常に大事なことと思っています。相談窓口に係する課については、いつでも対応できるように複数の職員をあらかじめ決めております。それからまた、関係課で連絡会議というのを作っております。人事異動後の早い時期にこういった会議を開いて犯罪被害者支援についての共通認識が持てるようになるとということで開催をしております。また、実際窓口で相談を受ける職員、希望する一般の職員を含めてですけれども、研修をしております。これは犯罪被害者に関する手引きを作っております。こういった物ですけれども。こういった物を利用して研修をするほか、犯罪被害者の家族の方の体験談を聞いたり、それからワークショップでの研修を行っております。この左手の写真がワークショップをしているときの様子です。それから右が手引きを使っての座学。こういった研修を行っておりまして、こういった研修によって職員の方の犯罪被害者支援に対する認識を深めてもらったり、決して不用意な言動による二次的な被害、よくあると聞いておりますけれども、そういうことがないようにやっていきたいと思っております。

それから、市民の方や事業者への啓発ということですけれども、画面にあります、犯罪被害者等支援を考える市民の集いと、それから右の方にパネル展の写真があります。これは市民の啓発事業ということで、平成 22 年度からこの市民の集いを開催しております。それから昨年からは、市役所の本庁舎 1 階の方でパネル展を開いておりまして、これは VSCO さんなどからもパネル展の展示をしていただいています。どちらも多くの方に来ていただきまして、こういったものを継続して開催して、市民の方への啓発をしていきたいと思っています。

最後になりますけれども、これからも岡山市、行政としてできる支援を少しでも広げていきたいと思っています。犯罪被害者の置かれた状況、様々だと思います。どうしていいか分からず、どこへ相談に行っていいか分からず。そういうことでお悩みであれば、一人で悩むことなく岡山市の相談窓口の方へ声を聞いていただけたらと思っております。

VSCO 活動報告

司会：それでは続きまして、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（VSCO）の専務理事をされておられます森陽子さんからお話をいただきます。

森：被害者サポートセンター岡山を英語で表しますと、Victim Support Center Okayama。その頭文字 V、S、C、O を取ってヴィスコと読みます。以後、VSCO と言わさせていただきます。

VSCO では事件事故の関わりは電話相談から入ります。そして必要とあれば面接相談に移行し、詳しく内容を聞きます。次に、コーディネーターの元に 3 人のチームを作り、行政、弁護士、精神科医、産婦人科医などの専門家への付き添いをします。刑事裁判や民事裁判になれば裁判傍聴の付き添いなどもいたします。また、公営住宅の確保、生活保護の申請、在住資格の確保などの支援もいたします。自助グ

ループにおいては、性被害者の会と、殺人・交通事故等遺族の会。この二つの活動を行います。私たちは「地域の力で被害者の支援を」を合い言葉に、岡山県や27の基礎自治体など様々な団体との連携を図りながら活動を進めています。詳しいことは配布資料の中のリーフレットや機関誌の中に活動状況が書いてありますので、それをご覧ください。

今日はVSCOの活動の一つである関係機関との連携について話していきたいと思います。2011年4月1日に、岡山市や総社市を始めとし、岡山県下27市町村の全てにおいて犯罪被害者等の支援条例が施行されました。私たちVSCOでの条例作りのきっかけとなった事例を二つ紹介致します。

一つは、深夜自宅の鍵のかかっていない玄関から侵入され、強く首を絞められ、殺されるのではないかという思いの中でレイプされた被害者がいます。警察に届けたところ、すでに同じ犯人にレイプされた被害者が他にもいることが分かりました。犯人が検挙されていないので、「どこかで見張られているのではないだろうか、今までに会ったことがある人なんだろうか、ひょっとしたらあの人なんだろうか」などと思い、怖くて一人で自宅に帰ることができませんでした。着替えを取りに帰るにも弟の付き添いが必要でした。幸い近所に実家があったのですが、両親と弟がいる大人だけの静かな暮らしの中に、幼い子ども二人を連れての居候はとても居心地が良いものではありませんでした。早く安心して住める所を確保したいと、そう思う思いは切実でした。また、「子どもが抱きついてきたときなど、思わず手を払いのけ拒絶をしてしまいます。そんなとき私の心臓はパクパクしていて、驚いている子どもにすぐにごめんねと言えないのが辛かったです。」と話されながら、すっと涙を流されました。

もう一つは、顔見知りの同年代の少年に、中3から高1にかけて、1年におよぶ強制わいせつを受けていました。自宅でも被害に遭っています。母親が生活のために少年の家で庭の草取りなど下手間の仕事をしているのです。そのため、母親に話すと生活が成り立っていないので1年間母親に話すこともできず、自殺未遂まで追い込まれました。この自殺未遂がきっかけで母親に知られることになりました。事件当時の映像、感触、誰も助けてくれないという絶望感覚を伴ったフラッシュバックが起きます。フラッシュバックが起きると、精神科でもらったお薬を自分の机の下にもぐって飲みじっとしています。でも、堪らなくなって、夜自宅から飛び出したりします。市営住宅に住んでいます。養護学校に通っている弟がいるため、転居も大変難しいのです。

以上の事件からもわかるように、性被害におけるフラッシュバックの軽減を図るために、精神科への橋渡し、住居への優先入居が課題となります。精神科への橋渡しについてですが、VSCOでは自然回復が見られず状況が持続する場合にはもちろん、事件事故で不眠や不安状態の市販の薬を使用している被害者は岡山県精神科医療センターに橋渡しをします。支援員が電話予約を受けるとき、受付で「VSCOです。」と伝えることで、受付でいちいち事件内容を説明しないで被害者に精通したお医者様が繋がるシステムを確立しました。

次に、住居ですが、犯罪被害者等基本法の第16条は、国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図るため、公営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものと明記しています。しかし、先ほど話した一つの事例において、ネックとなったのは、二人の子どもの幼稚園と小学校でした。どちらも学区から遠く離れています。友達関係のことを思うと、転居させたくないのです。また、入居期間は1年です。1年経つとまた転校です。学区内の市営住宅の公募を待つには、何ヵ月も先のことです。公営住宅への優先入居といつても、市営住宅は何十倍もの倍率で、抽選を2回引けるだけなのです。本当に当選する確率はないに等しいのです。二つ目の事例においては、すでに市営住宅に入居しているので、他の市営住宅も県営住宅にも応募する資格さえありません。日々の生活を必死で営んでいるので、民間の住宅に引っ越しするだけの経済力は持ち合わせていません。症状に応じて精神科に通院するにも、お金を1ヵ月かけて2,3,000円貯めないといけないのです。本当に当座のお金がないのです。このようなことは一つの例ですが、VSCOに繋がった多くの被害者の課題である日常生活、住宅、医療、教育、雇用などを含めて生活支援のための具体的な支援の施策は現行法や規則の壁に阻まれ、被害者のニーズからほど遠いのが現状でした。そこで、最初に申し上げたように、県都である岡山市に条例ができるのかと思い、行政担当課の方、市会議員、VSCOの支援員とが力を合わせ、「岡山で条例を！」との思いで勉強会を重ねて、2010年12月全国の政令市初の犯罪被害者等支援条例ができたのです。これから課題は、細則を盛り込んで被害者が地域で元の生活を回復できるように、被害者の視点に立った、より具体的な支援策にするための細則を作っていくことだと思っています。

性犯罪被害者は精神的ダメージが原因で、会社を休むまたは辞めなければならないことも少なくありません。その意味で、休暇の保障、経済的な保障、精神的ケアの保障、住居の保障が、性犯罪被害者の4本の柱だと思っています。また、私たちVSCOは今年1月28日に岡山県産婦人科医会と協定を結びました。性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（岡山方式）の完成をめざしております。

メディアも事件後の状態を伝えてはいません。そういうときに、性被害者の中から、私はここにいま

す。私を社会から孤立させないでください。皆、私を助けてくださいという被害者が出てきました。そういう人たちが現れてきたということを、皆に知っていただきたいと思います。

事件直後に私の目の前に被害者の方が現れました。その方の首を見ると、首を絞められた手形がついています。そして顔の周り、口の周りには、まるで紙やすりで擦られたように肌がカサカサに荒れています。そして目は充血していました。どうしたのかなと思うと、犯人がこう「黙れ、うるさい。」と言って口の中に手を入れて、2本指を入れてぐーっとこう回したそうです。そうしたら鼻口にピタッとひつついで、もう声もでない、呼吸もできない、気がついたら救急車の中だった。私は殺されると思ったとその人は言っていました。私の前に座っている人は、魂が抜けた人に見えました。死の恐怖を伴って人間の尊厳を踏みにじられ、人権を奪い去られる。そういうふうな経験をした人はこんな状態になるのかと、私は本当にそう思いました。

被害者が生きやすい社会にするためには、皆様が、社会が、被害後に被害者がどんな状態になるのか、そして何をすれば生きる力を取り戻すことができるのかということを知らなければいけないと思います。被害者を支援しながら、問題意識をどう広めていくかというのが、今ここにいる皆様にもかかっていると思います。記者の方、メディアの方、看護師さん、学校の教授の方、国会議員の方、さまざまの方がそれぞれの立場で、被害者が人権を取り戻すために、「私って生きていいんだ。」と思う、そういう人生を取り戻すためには、どんなことをしたらいいのか、というのを考えていただけたらいいなと思います。

AMDAからの提言

司会：それでは最後に AMDA グループ代表菅波茂よりお話をさせていただきます。

菅波：一言で言ったら、勉強になりましたということで。公(おおやけ)、公私ありますけれども、公には2つあるというふうに思っています。公益性と公共性という2つがあります。公益性というのは、あれば皆に役に立つ。公共性というのは、なければ皆が困るということです。公益性というのはあれば皆の役に立ちますから、これは民間の団体に任していても利益が出ますけれども、なければ困るという公共性は必ずしも利益が出るとは限らない。だから税金が投与されるんだと私は思っています。私が片岡市長をいつも尊敬していますのは、この公共性、なければ困るということに関して非常に鋭い視点を持っておられまして、常にその突破口を開いて行かれているという。これは、片岡市長が橋本龍太郎先生の筆頭秘書として世界を見ているということと、橋本先生と一緒に世界のトップクラスの人は何を考えているのかということを本当に勉強してこられたということだと思います。今後も基礎自治体の在り方というもので公共性を追求していただきたいと。その中でこの女性に対する性犯罪被害ということは、公共性の中でも最も公共性があることじゃないかなと、こういうふうに思っております。今日特にその感を強くしました。

私たちは海外でいろんなことをやっております。社会的弱者、すなわち、他人の助けがないと生きていけない人たちのことを弱者と言いますけれども、そういう方たちに対してどうしたらしいか、ということを今までやって来ております。私は30年間やってきています。お陰様で国連という所で政策提言できるメンバーシップを2006年にいただきました。すなわち、佐崎所長さんの国連人口基金でもし会議があれば、私たちは総合協議資格がありますから、そこに出席して政策提言できるという資格を持っているんです。この岡山の地で、世界でも先進的なこういった条例ができたということを私は国際社会にどんどん発信してもいいんじゃないかということで、もし可能性があれば佐崎所長さんと組んで、岡山のこの素晴らしいモデル、弱者の中でも最も弱者の人たちに対してどうするのかと。これは非常にローカル性があるような感じがしますけれども、最も普遍性があることで、国際社会としては、これはすでにものすごい範として、これを広めていけると思いますので。今日佐崎所長さんに来ていただいた本当の価値があったなというのは、これをどう国際社会に持って行くかというところで、国連人口基金という、そういう場があったんだなと実は今日気が付いたんです。そうするとファミリープランニングも日本は人口いかに増やすかといったファミリープランニングです。私たちが初期に習ったファミリープランニングはいかに人口を減らすかという、そういう観点だけでしか私は国連機関を顧みてなかったんですけども、もっと女性に対してどう在るべきかという本当に深いプログラムを持っておられる国連機関の一つだという形で。特にこの女性に対する性被害というのは、国連人口基金、ここに持って行ったら良いんだなというのが今日初めて分かりましたので。今後ともこの岡山から出たこの素晴らしい世界的な普遍性のある条例です。しかも、私たちNGOというのは何が限界かといいますと、条例とか法律が作れないというのが実は私たちなんです。岡山には新庄村という960人の小さな村がありますけれども、この新庄村でも条例が作れます。これが私たちNGOの弱点であるし、私たちが自治体と組んでいき

たい一番の理由なんです。そういう意味でみると、片岡市長のこの突破力で、全て公共性で何が必要なのかというところをどんどん条例にしていくというこの力というのは、本当にNGOからみたら組みたい自治体なんです。そして、日本で始まったことなんですかけれども、全世界的にこのニードはあるということに関しましては国連に持って行くと。そして今回のプログラムに関しては佐崎所長さんを通じて世界の場に持って行けると、こういう道がついたんじゃないかということが、今日の本当の成果の一つかと思います。

それから、私がずっと考えていましたのは、AMDAの人道支援の3原則、①誰でも他人の役に立ちたい気持ちがある。②この気持ちの前には、民族、宗教、文化等の壁はない。③援助を受ける側にもプライドがある。この1番、2番は誰でもあるんですけれども。じゃあ、この被害者の人たちは皆から支援を受けています。でも、この人たちもいつかは自分も人の役に立ちたいというプライドを持っておられます。私も老人施設をやっていましたけれども、もう人の支援がないと生きていけない、いろんなギャップを持ったお年寄りを老人保健施設に入れています。人間というのは人から助けてもらえばもらうほど、自分も人の役に立ちたいという援助を受ける側のプライドがあるわけです。今の段階は条例化して市と県が一緒になっていただいて、どうやって救済していくかという仕組み作りはできました。この仕組み作りがどんどん現実化になって。そうすると次の段階は、多分、究極的に考えなければいけないのが、その性被害者の方々のプライドです。この方々が社会にどう必要とされていくかというプログラムを考えなければいけないし。この方々は今は皆さんに「ありがとう、ありがとう」としか言っていませんね。ところが人間というのは「ありがとう、ありがとう」と言わされるとどんどん自分が惨めになります。そうすると今度は逆に私たちがこの方たちを必要としてますよと、この方たちに「ありがとう」と言えるようなポジション、プログラムをどう作っていくかというのが最終的なプログラムかなと思っています。

今、癌患者の人に対しまして、緩和医療ということで非常に進んで、末期の癌患者の方にどうやってあげるかということに関していろんなプログラムがありますけれども。決定的ないのが、癌患者の人たちに「ありがとう」と言ってあげるプログラムです。これは医学教育の中でも、この末期の人にどうしてあげるかと、これは医療スタッフ全員が本気で取り組んでいるんです。そして政府も、普通の入院患者の倍以上のお金を付けて、なんとかしてあげなさいと。こういうことなんですかけれども。癌患者の方が、医療スタッフに「ありがとう、ありがとう」と言いますけれども、彼らも自分たちも必要としてもらいたいという気持ちがあるんです。しかし、医療スタッフが彼らに「ありがとう」というプログラムはあんまり開発されてないんです。

私は、今、VSCOの努力によって、かなりのレベルまで、世界に発信するところまで来ていると思っています。もっと今度はVSCOを中心として援助を受けられている方々に対して、「社会があなたを必要としています、あなたに対してありがとうございます」と。こういうプログラムを同時に開発していった方がいいんじゃないかなと。私たちの経験です。弱者であればあるほど、「自分たちも必要としてもらっているんだ」という気持ちが強いということなんです。

私たちは「人生のよろこびの方程式」と言っていますけれども、どんな人でも意欲があって、能力があれば、機会を与えられて、自己実現できるわけです。佐崎所長さんの中に、女性のエンパワーメントというのがありましたけれども、私たちが見る限り、女性に対してでは、女性は自分の家庭を守っていきたい、子どもに対して幸せにしたい、いろんな意欲を持っておられます。そして能力も持っておられる場合があります。でも決定的なことは、チャンスが与えられないんです。それによって女性は自己実現できない。すなわち、意欲があって能力があっても、その人にどうしようもないことでチャンスが与えられなくて自己実現できない。これは差別なんです。私たちは人権とか、差別とういうことを習いますけども、定義を聞いたことがないですね。差別の定義は、意欲があって能力があっても、その人にはどうしようもない理由でチャンスが与えられなくて自己実現できないと。これが差別なんです。そうしますと、私たちは世界に30支部あって、いろんなことをやっていますけれども、社会的弱者という人たちは割とチャンスが与えられない。貧しい人は何故貧しいのかと。子どもに教育をやりたい、そして良いものをちゃんと食べさせたい、そして家もちゃんとした所に住みたい、という意欲を皆持っています。でも、能力があるかどうかは分かりません。この能力がないにもかかわらず、チャンスはもっとないんです。この前、ノーベル平和賞をもらったプロフェッサー・ユヌス (professor Yunus) は、農村の女性が、意欲を持って手工芸でいろんなことを作る能力はあることがわかつたんですけども、農村の婦人が言うんですね、普通の人よりも高い金利で銀行からお金を借りて物を作らなくてはいけない。普通の人だったら15%で借りられるところを、ただ農村の女性だということで25~30%の金利を払わなくてはいけない。ユヌス教授は女性に15%で貸したら、この10~15%の低い金利のおかげで、女性達がどんどん豊かになっていった。すなわち、貧しい人は何故貧しいのか。意欲と能力があっても、チャンスが与えられなくて貧しいのか。

一方、プロフェッサー・セン (professor Sen) という人はノーベル経済学賞を貰いましたけれども、

意欲があって、機会を貰っても、能力がなければ自己実現できないんだと。じゃあ、この能力というのはアジアの人たちにとって何かというと、字が読めること、健康であること、そして土地改革です。日本では1956年に農地解放によって不在地主の土地は全て実際に働いている人に分けられました。そしてそこで一つの資本が手に入った。この字が読めること、健康であること、そして土地改革は個人がするべきことではなくて、国家がすることだから、これは福祉なんだという形で、開発経済学に福祉というコンセプトを入れたことでプロフェッサー・センはノーベル経済学賞もらった。これも一つの差別になります。すなわち、教育が受けられないということです。こういうふうに、貧しい人は何故貧しいのか。そして貧しい中でも、一番問題を受けているのが世界では女性だということなんです。しかし女性は一方では子どもを育てなきやいけないことがある。そのときに、プロフェッサー・ユヌスは意欲と能力のある女性に小規模融資をしてあげるという形でエンパワーメントしたんです。1998年にクリントン大統領がプロフェッサー・ユヌスをニューヨークに招いて世界大会をやったんです。それ以来、貧困対策としては、意欲と能力ある女性には小規模融資をして自己実現させていくということで、女性のエンパワーメントをやっているんです。ファンド主は、やはり貧しい上に教育を受けていないので、同時に教育をしていくという形で、女性のエンパワーをやっています。しかし、収入がないという理由で、レイプやなんかは非常にたくさんあります。だから私たちがアジアで見る限り、そういったレイプとかなんとか、本当に考えれないことにいっぱいあるんですけども。基本的には、女性が社会的なパワーを持っていないというところに所以するので、女性に対してどうやって社会的な地位を上げていくのかと、一番分かりやすいのは、やはり教育と女性が収入を得るということなんです。それを私たちは一つやっています。

特に、バングラディッシュとかでやっておりますけれども。2002年に世界銀行が貧困対策に対するコンペをやりました。世界中の400の大学とかNGOとかいろんな団体が応募しました。私たちはファイナル・トゥエルブ、最終の12に選ばれたんです。そのモデルは、「意欲と能力がある人にお金を貸して自己実現する。」というユヌス教授の「貧しい人は何故貧しいのか。」と「意欲と能力があつてもチャンスが与えられない、すなわち社会的差別によっていつまでも脱することはできないんだ。」と。このモデルは良いですよと。ところが、お金を借りた人が病気になつたらどうするんですか?という話です。そこで私たちは医療NGOなので、「病気になった場合には私たちが医療の面倒を見ますよ」という医療保険というコンセプトを導入しましたら、ファイナル・トゥエルブに選ばれたわけなんです。すなわち、女性のエンパワーメントをやるとき、意欲のある女性に対してはちゃんとエデュケーションというものを与えながら、同時にチャンスとしてお金を与える。そしてその女性が病気になったときにはちゃんと医療的にやりますよと、それで自己実現していってもらって貧しさから脱却してもらおうと。そして子どもをちゃんと育ててもらいましょうと。これが私たちのABCモデルなんです。

一方で、今問題になっているはカンボジアで誰にお金を貸すかということです。カンボジアでは、NGOと言われている団体が男の人に金貸をしているんです。本当のマイクロファイナンスというのは女性に貸すんです。なぜならば、女性は意欲がしっかりしています。そして子どもを持てば、子どもを守らないといけないという母性本能に基づいてしっかりお金を運営していくんです。カンボジアでは、農民の一番発言力を持っている男にお金を貸すと全部お酒にいくんです。そしてその土地を取り上げていくんです。だから今、カンボジアでは、マイクロクレジットやっている団体だと言うと非常に評判が悪いんです。こういうふうに、同じ方法論であっても、誰にお金を貸していくかと。すなわち、どんな良い戦略でも誰と組むかという政略を間違うと良いことにならないというのが、今、世界的なながれです。特にカンボジアでは失敗しているんです。こういった貧困からの脱却は誰と組むべきか。それは家庭を持った女性というのが今当たり前になっています。そして男の本能は闘争本能です、負けたくない。そして女性の本能は母性本能です、ほっとけないという。こういった意味で家庭を持っている女性というのは、子どもに対してほっとけない、そして自分の亭主に対してもほっとけない。この母性本能というものに対して意欲と能力があればお金を貸していく、あるいは社会的ポジションを出していく。こういった「人生のよろこびの方程式」ということで、私たちはグループでAMDA社会開発という長期プロジェクトをやっておったり。そこがミャンマーとか、そして私たち自身の支部もバングラディッシュでやっていく。いろんな所でこういうことやっていきます。

今日私が非常に勉強になりましたのは、こういう国でいくらやっても、NGOが活動できるというのは即何を意味するかというと、その国に法律がないということなんです。だからNGOが活動できるんです。総社市でAMDAは要りません。しっかりした法体系の下に、しっかりした市長さんのリーダーシップの下に、そしてそれを進めていく議会が完璧に育っております。こういう所で私たちは要りません。でも、総社市とか岡山市とか、こういったところは世界的にみると非常に少ないんです。だから私たちが活動できます。だから、この総社市、岡山市のこの新しい条例を持って世界に出していくらしい。じゃあ、誰と組んで出したら良いのか。今日初めて分かったんですけども、私は国連開発計画かな、UNDPかな

と思っていたんですよ。違いました。佐崎所長さんを通してやればいいということが今日分かりました。国連人口基金です。国連人口基金が特に女性と男性とのこのアンバランスをどうしていくのかと。そのアンバランスの中でも公共性の、またその中でも公共性が性被害というものであると。また、その性被害に遭った女性は弱者の中の弱者に落ち込んでいくんだと。それをどうするのかというところで、今日非常にアイデアを貰ったことを、この会議に参加した者として感謝しております。これからまたいろいろ組んで、弱者中の弱者に対してどうやっていくのかということを勉強させてもらえたと思います。

私たちも最終的なところは、3つ目の「援助を受ける側にもプライドがある」ということです。そのところどう考えていくかとかありますので。性被害に遭われた女性の方々が、弱者中の弱者に落ち込んでいても、この人たちも社会から必要とされたい気持ちは残っているんだと。そして社会から必要とされたいというところを、どう具現化するかというプログラムの開発を、またVSCOさんと一緒に私たちでできたら、今度はそれを持って世界に、普遍性を持って行きたいと思いますし。そういう意味もありますけれども。今日の話の中で片岡市長さんが熱い思いを言わされましたけれども、彼はやはり公共性を非常によく分かっている首長ですから、今後も社会の中の公共性に対して、熱い思いでそれを条例化するという突破力を発揮していただきたいと。彼は私が勉強している素晴らしい首長さんです。そして私はNGOの限界を知っています。NGOは法がないところでは力が出ますけれども、本当はNGOがやってることは法にならないと意味がないんだと。こういった意味で私は今回の条例が作られた岡山の風土、そしてVSCOさん、そしてそれを理解された片岡市長さんを始めとする自治体の方々、そして県の方々、これは世界に誇るべきモデルだと思っていますので、次に私たちがバングラディッシュでやるときも、併せて岡山市のモデルを世界に紹介することができればと、こういうふうに思っています。

ディスカッション

司会：それでは少しお時間がおしているんですけども、この後せっかく皆さんにご参加いただきましたので、ディスカッションの時間を設けたいと思います。

菅波：要するに結論は、失敗は成功の元というのは、これ大嘘です。失敗はなんぼ研究しても、やっぱりできないんです。成功は成功の源なんです、果なんですけれども。この成功というのは、いろんな要因が重なって偶然的にたまたまできるのが成功なんです。そういう意味で言うと、VSCOを中心としたこういったネットワークは、本当に稀な珍しい成功モデルだと私は思います。その成功モデルをいかに世界に広めていくかというところに、今回の会議の10周年のものすごく大きな意味があります。それと同時に、この成功モデルをどう大きく育てていくかと、ネットワークを広げていくかというところに関して、そしてそのネットワークをどう海外に持って行ってですね。世界的に日本は人権が遅れているとか、エスニック(ethnic)だと。この原因は、基本的に一つです。日本からの発信が少ないからなんです。ただそれだけです。だから、日本に本当に良い、こういうモデルがいっぱいありますけれども、その中でも弱者中の弱者をどうするのかという普遍性のある、公共性のあるこのVSCOモデルとていうのを私は世界に持って行けると思っています。

菅波：片岡市長さん、突破力として、国連の場に行ってスピーチをするという。まあ、英語のできる、できないは別にして。どうですか？

片岡：僕は、岡山県が世界に向けて発信していくことってはそんなに難しいことではないと思っております。どうやってやっていくかというのは明白に見えていて、基礎自治体とNGOが密接に結び付いていくということを慣例化していくということですよ。

市役所って卑怯者なんです。僕も卑怯者で、皆さんあんまり信用しないで。何故かというと、税金で働いているから、職員は税金で働かせもらっているので。市民の税金を預かってそれを使っている団体なんで、むやみやたらに使えない。議会もあるしね。僕はAMDAと組んでいて、包括協定を結んでるので、だから東日本大震災のときに釜石にいの一番に行ったのは、AMDA総社合同チームなんです。だけど、皆さん、よく考えてみてください。総社市民の税金を使って「なぜ釜石なんだ」と「なぜ大槌町なんです。なんで僕の親戚のいる仙台に行ってくれなかつたんですか」と言われるでしょ。いや、違うんですよ。僕らも卑怯者だから、AMDAと組んでいてAMDAが言ったから。でもいいです。でも、結果としてすぐに行けているわけです。

このVSCOの活動ね。今まで行政、市役所というのは、犯罪の被害者の方は隠していたんです。披瀝しない。むしろ逆に加害者の方を助けてきた。更生保護です。レイプされたよりもレイプした方を、刑務所から出した後の社会参加というところに力を入れている。真逆なんです。我々が条例を作って予算化していく。なぜですか？いや、VSCOがやっているから。VSCOと組んでいるから。そしたら皆、市民納得するんです。そういうふうに基礎自治体とNGOが持っていないもの同士を補完し合って、それで

市民を説得して条例化して予算化したら、必ず世界に向けて出していけるんです。

これからは、次のセカンド・ステージに進んでいきます。もっともっと予算を明確化して、市民にこういうことで使うんだということをもっと明確にして、議会にかけて、それを当初予算で議決していくということをやっていく。特にAMDAさんと僕との間では、市役所が総社市だけの災害支援の予算だけじゃないんだと。ブラジルとか、世界各国で大災害が起ったときに、総社市はAMDAと組んで助けに行きます。それに当初予算で2,000万つけます。それを可決していかなければならない。南海トラフというのが来るんですから、もし南海トラフが来たときに、総社市は、総社市ばかりでなく丸亀市や高知市も救いに行きますよと。それでも良いですか？　そのお金を総社市民の皆さんからいただいた税金で予算化していきますよと。それでいいですか？　それを可決していくんです。そういうのを僕がやっている総社市がやっている。例えば倉敷もやっている。例えば新潟市がやって、もうあっちこっちの市がよその市を助けに行く、よその国を助けにいくという予算を作れば世界に行ける。それをこれからやっています。

菅波：ありがとうございます。何故片岡市長がここまで断言できるのか。それは、市民の方が気に入らなかつたら、次の選挙で落とされれば良いわけです。それで責任が取れるから。でも、落とされることはなく、責任をずっと、城を末代までやらなければいけない箕浦さんはまた違うお考えだと思いますけれども。首長は選挙によって信任を得られる。すなわち、自分のやっていることが悪かったら落としてくれと、これでいいんですけれども。だから殿は一代と言われるんです。でも、箕浦さんは行政マンとして、城を末代まで守らなければいけないわけです。だから、継続性をどう押しやっていくかというところに非常に難しさを持ってやられています。一言どうぞ。

箕浦：はい、非常に難しいポイントですけれども。来月には岡山市の首長も変わります。その影響があるかないかは、ちょっとわかりませんけれども。少なくとも言えるのは、今、条例制定が県下全域でできたということ。これは本当にスタートラインだと思います。これからどういった具体的な実効性のあるものができるのか、していくか、それに向かって努力をしていく。今度は次のステップの段階だと思います。ですから、隣に総社市長さんがおられますけれども、隣接した市が連携を取りながら、どういったことができるのか。もし、総社市さんがどんどん引っ張っていってくれれば、ありがたいと思います。何しろ岡山市は大きな組織なんで、ある局で市全体の中の大きな物の中からこれをやっていこうというポイントを探すのはなかなか難しい面がありますけれども。これを機会に、もちろん今までVSCOさんとはよく連携を取りながら、相談しながらいろんな事業をしてきましたけれども、いっそまた連携を深めていかなければいけないと思います。これを機会に、AMDAさんとも、もちろん、総社市さんともよく情報交換をしながら次の第一歩ができたたらと思います。

菅波：ありがとうございます。では、これを、これから日本国全体でどう考えるのか、そして世界にどう持って行くかなど、一番相応しい人がいらっしゃっています。ここ岡山では逢沢先生が外務大臣をずっとされているから、そういうことが非常に良いんです。それから阿部俊子議員さんもナースですから、逆に言ったら、こういうところに非常に強くて。女性ということについて積極的に国際社会で発言されておられます。ただ皆さんの、有権者の元に入らないだけです。佐崎所長さんは、阿部俊子さんが女性の人権をどう在るべきか、本当に積極的にいろんなところで発言されておるということで、同じ日本人で嬉しいと。ただ岡山の皆さんに伝わってないだけなんです。そういうところで、岡山県のニューフェースの山下議員さんは外交もやってきた、そしてこういう人間がどう在るべきかという権利についても強い、衆議院議員です。だから戦闘能力も高いと。どうぞ一言、どう考えていくのかということを、ここにおられる方には有権者が少ないと思いますけれども、公人として少し発言してみてください。

山下：ありがとうございます。ご紹介いただきました衆議院議員の山下貴司でございます。実は、私は衆議院になる前は検事をやっておりました。ですから、強姦、不幸な強姦事件であるとか性犯罪被害をたくさん扱っておりました。また、外交官もやっておりまして。ワシントンであった仕事は、例えば人身取引の関係であるとか、あるいは国際条約、女子差別撤廃条約であるとか、そういった国際人権も担当しておりました。そういうこともありますて、今、衆議院議員になりまして、厚生労働委員会の委員もやっておりますし。また、UNHCR議連の事務局次長もやっておりまし、また、なによりも犯罪被害者といいますか、被害者支援PTというのを、今、司法制度調査会の下に立ち上げまして。座長は大臣をやっておられました上川陽子先生です。私は事務局長をやっておりまして。また、村田吉隆先生からいろいろご指導いただきながらやっているということでございます。

ご質問がありましたけれども。まず、犯罪被害という切り口からいくと、誰でもなることなんです。東日本大震災で、被災者の方々に責任がある話ではないんです。たまたまその場所にいたから被害に遭われた、被災された。同じことが犯罪被害にもあるんです。性犯罪被害の方に被害者ということで事情聴取しなければなりません。これをセカンド・レイプと言う方もおられます。実際思い出したくも

ないことを思い出さないと、思い出して話を聞いて証拠化しないと、罰することができないんです。それは犯人を野放しにすることになる。そういうことで、辛いところを勇気づけながらやってはいるんですけども、そこで本当に感じましたのは性犯罪被害者の方というのは、本当に自分を責めているんです。世間一般では、そんな夜道を一人で歩いているからとか、服装が派手だったんじゃないのと皆言うんですけども、それを一番、自分を責めているのは被害者の方なんです。ですから、私たちがやらなきやいけないのは、我々は絶対に被害者の方々を責める気持ちを持ってはいけないんです。悪いのはもう100%犯人なんです。加害者なんです。だから、私たちが一生懸命支えると。そういう支えてあげるという上から目線ではなくて、支えさせてもらうという思いを持ってやっておりました。

先ほど菅波先生が感謝、ありがとうという気持ちを持たなければいけない。犯罪被害者の方と直接接していると、ありがとうございますという機会をなかなか見つけるのは難しいんです。やっぱり、皆さん24時間自分を責めておられますから。ですから、そういった中で事情聴取に協力していただいたときに、もうこれで罰せられるべき人が罰せられて、そして被害に遭う方が一人でも少なくなるようにするのが私たちの役割だからと、本当にご協力していただいてありがとうございますございましたということを言っておりました。それが本当に救いになるかどうか分かりませんけれども、そういったことをしっかりとやっていかなければならぬという思いでやっておりました。

今日ここに伺って本当に嬉しかったのが、検事をやっておりまして、こんなVSCOのような、しかもAMDA様のようなご協力を得て、こういうプログラムを持っている所って、日本全国探してもここだけです。もう本当にこれは岡山モデルです。もちろん、岡山、その背景には自治体として、岡山県もそうですし、片岡市長のリーダーシップもあり、また岡山市も条例持っています。そういう土壌があったからだと思いますけれども。これをぜひ岡山モデルということでしっかりと発信していきたいと思っております。

その発信する方法は3つあります。今考えておりますのは、私は被害者支援PTということで、与党の中で取りまとめをする立場にありますから、その取りまとめの中にしっかりと入れて、法務省や内閣府あるいは警察庁、厚生労働省、そういった所をしっかりと動かしていくと。これが1つであります。もう1つは、菅波先生がおっしゃったように、これを全国に広げていかなければならない、世界的に広めていかなければならないという中に、今、日本が非常に感謝されているものの中に、法整備支援があるんです。カンボジアであるとか、ミャンマーであるとか、いろんなところで法整備支援をやっています。その法整備支援、制度の支援の中に、このVSCOの岡山モデルを入れ込んで。これは法整備支援の所管は私がもといた法務省ですから、そこにもしっかりとやらせます。そういったところで、この岡山モデル、VSCOモデルをやっていくと。そして3番目に、この場というのがある。これが来年、ESDです。Education for Sustainable Development、持続可能な発展のための教育。女性の人権が守られない所で、持続可能で発展する所なんてないんです。今、日本は宝物を持っている。本当にまだ十分活用されていない宝物があると思っています。それは女性のお力だと思っています。それをしっかりとやることをESDの会議、国際会議、これUNICEFの会議ですけれども、そういう所からしっかりと発信していく。首長が来月変わるかもしれませんけれども、箕浦さんも本当にすごく重要な立場におられるわけでございますので、そういったことで、できることからやってまいりたいと思います。また、私は岡山の弁護士会にもおりますんで。今日も仲間がお出でになっております。力を合わせて、ここにおられるお一人お一人と力を合わせて頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

菅波：ありがとうございました。今のスピーチでかなり女性の有権者の心を掴んだと思います。それから、もう一つ大切なことは、今山下議員も言わされましたけれども。やはり取り調べをするときに、また同じことを喋らせていることに関して。今日、佐崎所長の方から、自分がニカラグアにいたときに新しいモデルを作ったんだと。そして2回も、3回も言わさないと。これが第二次、第三次被害です。これに関して、病院と警察と司法がもう1回でやってしまうというモデルに関して、県の医師会も大きな影響力を持っていますし、山崎先生もこれ自体に関して大きな役割を果たしておられますので、その辺一つ。

山崎（岡山県産婦人科医会会长）：今年の始めに、県警とVSCOと岡山県産婦人科医会の連携のトライアングルが出来ました。佐崎先生も情報の重要性に触れておられますが、この情報を発信しなければと思い、中国ブロック協議会と言いまして、中国5県の産婦人科医が集まって協議する会がありますが、今年は9月7日に、松江で開催されました。その会での議題として、岡山県の性犯罪に対する連携システムを紹介しました。岡山県では、三者が協力して、性犯罪被害者への早期対応、再発防止とかその他精神的カウンセリング等を行っています。産婦人科医会としては、警察協力医の体制をもっていますと説明しました。各県とも、警察との連携システムはあるようですが、性犯罪に特化したシステムをもっているのは、岡山県だけでした。衆議院の山下先生も全国的展開の必要性を述べられました。岡山県産婦人科医会も“岡山方式”が、広く実施される事を望んでいます。本日の会で、VSCOの活動を知りまして深く感銘をうけました。今後とも、よろしくお願いします。産婦人科医としての現場についてです

が、まさに救急的な状況で来院されます。そのフレッシュな状態で来られる人を診るのが産婦人科医の役目です。産婦人科医会の中に、「警察協力医」の制度を持っています。警察協力医は、365日・24時間対応できるのが当然ですが、100%OKという訳にはいかないのが現実です。産婦人科医の多数いる病院の協力が是非とも必要です。体制は、十分に出来ていますのでご安心下さい。また、性犯罪に遭われた方は、最寄りの産婦人科へ駆け込んでください。何所でも対応できる様になっています。そこから、警察への届出をするかどうかも考えられます。最後になりましたが、本日この会に出席させていただきまして、多くのご意見を聴く事が出来ました。心から感謝いたします。

菅波：ありがとうございました。今日、県の方もおられます。県としての取り組みをどう全県下的に持つて行くか。ぜひ、よろしくお願ひします。

折居：県のくらし安全安心課長の折居と申します。本日は非常に貴重なお話を聞かせていただきまして、先ほどお話し、山下先生なり、菅波代表なり、佐崎所長なり、この岡山モデルを、国内にモデルとして出していけるのではないかというお話をございました。非常に良い取り組みではないかと思いますが、やはりそれができますのも、岡山県内は片岡市長のリーダーシップによりまして、基礎自治体である市町村に全部、犯罪被害者支援の相談窓口が設置され、条例も施行されております。こういった県というのは本当に少ないんです。だからこそ県の方としては、窓口は、全部基礎自治体に行っていただいているので、いかに犯罪被害者支援というはどういうものかということを皆さんに知っていただく、ということを今、取り組んでいるところです。ちょうどVSCOさんが今日お配りになった会報誌の中に、県や県警と一緒にになって行っている事業などをやらせていただいております。県としては、このように、市町村の取り組みをサポートしたり、県と県警が早期支援団体であるVSCOさんなどを支援しながら、犯罪被害者支援を、より県民の皆さんに知っていただき、かつ、我々関係者だけじゃなくて、本当に県民の方が皆さん寄り添って犯罪被害者の方を支えることができるような体制を作りたいと思っております。

菅波：折居課長さんに一つお願ひがあるんです。ニカラグア・モデル、すなわち、この岡山県下において、被害者が最初に行った医療機関に、警察と司法関係者が行くという三者連携ですね。このモデルが上乗せになると、被害者の方は1回だけ体験を話したらいいと。山下議員が言われましたように、これを2回、3回やると、増えフラッシュバックしているという。これが1回で済むような、これはもう県でしかできないと思うんです。これができたら私は本当にすごいヒントだと。被害者に2回も3回もしやべらさない、ニカラグアのモデル。これをできたら実現していただけたら良いと思うんですけれども。

折居：そうですね。非常に良い取り組みだと思います。

菅波：それと伊原木知事にぜひ一つ進言しておいて欲しいんです。知事さんの今の命題は、教育ですけれども、教育は二つあるんだと。知的教育と社会教育があるんだと。実は、これには社会教育の部分がありますよね。だから、社会教育の部分を併せ持ってやって欲しいという素晴らしいことを今日聞いて帰ったというふうにお伝え下さい。

折居：お話を承りました。

菅波：はい。ありがとうございます。

それでは、そういった三者モデルを作るときに、弁護士会の方で吉沢様おられます？ そういう三者モデル、岡山県下における三者モデル作ると。一つは医療として、山崎先生がおられる。そしてあとは弁護士会があって、その上に県としてそういうシステムを作るかどうかということで、また折井課長さんが頑張っていただければ良いと思うんですけども。それに関しまして一つ。

吉沢：岡山弁護士会の犯罪被害者支援委員会の委員長をしております吉沢と申します。今日お話しをお聞きして、非常に勉強になりました。我々弁護士が今後どういう所で活躍できるのかという、非常に考えさせられました。私も元検事でありました。犯罪被害者の方を、検察庁という立場から見ていましたが、実は非常に遠い存在だったんです。検事を辞めて弁護士になって、被害者の方が非常に近い存在になりましたが、それでも我々の所に被害者の方が来られる率というものは非常にまだ低いと思っています。被害者の方々に法的なお手伝いしたいと思っても、なかなかできていないのが現状だと思います。ですから、今日こういう協力関係にあることが明らかになりましたし、私ども弁護士会、弁護士としても、とにかく情報が入れば、お手伝いをさせていただきたい。こちらに被害者の方が来られたときに、我々ができないこともたくさんあるので、その時は他の関係の方々にお手伝いをしていただきたい。とにかく、皆で一緒にやって被害者の方を、一歩でも先に進んでいただけるようにしていただけたらなというふうに思っています。先ほど、司法機関と医療機関と警察が一体となって、最初から早期の段階で被害者の方をサポートしていくということがありました。この協力関係というのは、単なる絵に描いた餅であってはならないので、現にこれを動かしていかなければならぬと思いますので、本当に各

関係機関の現場の方にそれを知つていただきたいといふうに思つております。また、我々弁護士会としても単に「頑張ろう、頑張ろう。」と言つては全然意味がない話でありまして、現に実際に動いていきたいと思っております。皆さんに負けないように、私も頑張っていきたいと思います。

我々法律家というのは、なかなか法律の枠内でしか考えられないです。この法律の枠内でしか、できないものはできないと思いがちなんですけれども、法律を変えていくという意味も非常に重要なテーマではないのかなと思っています。

私も犯罪被害者の方を支援をして、今でもそうなんですけれども。最高裁まで行って、民事の賠償請求で何百万円もの判決をもらって、取れないんです。それ以上何か支援をできるのか、弁護士として何かできるのかというと、ほとんど何もできないです。そこでやはり重要なのはその他のサポートです。それは我々が手の届かない範疇になっていくので、皆様方の手を借りたいといふうに思つてはいる次第ですので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

菅波：ありがとうございました。それでは、ぼちぼち時間も来ました。今日はプレゼンテーションした、片岡市長さん、箕浦さん、森さん、最後に一言ずつお願ひします。

片岡：今日の会議ですごく重要な発言があつたんですけども。県の折井課長のご発言。非常に重要な発言であったと思います。犯罪被害者の支援については、各基礎自治体が窓口として行い、県はそれをサポートすると、よく言ってくださったと思います。やはり、これから伊原木県政と我々15市の市長会というの、明確な役割分担をいかにやっていくかというのが大切なことです。こうやって犯罪被害者支援について明確に役割分担ができたのは、我々側が全市共に条例を作つたからまたまできただけであつて、これからもう少しうまく連携が深めていけたらと思います。幸い、安全・安心ネットワークが警察との窓口を持っており、そちらの方が連携を取るきっかけがあります。くらし安全安心課さんの方と、警察と、それから岡山市の三者で、もっと連携を深めていけたらと思います。それから、AMDAさんの方ともこれをきっかけにして、岡山市だけではできることも限界がありますので、もっと幅広い支援に繋がるように頑張っていきたいと思います。

箕浦：今まで、くらし安心安全課とは、どうしても異動の時期に名刺を交換する程度で、なかなか接觸する機会がありませんでした。今、片岡市長が言われたような、そういった熱い決意を語つていただき、これから本当にもう少し連携が深めていけたらと思います。幸い、安全・安心ネットワークが警察との窓口を持っており、そちらの方が連携を取るきっかけがあります。くらし安全安心課さんの方と、警察と、それから岡山市の三者で、もっと連携を深めていけたらと思います。それから、AMDAさんの方ともこれをきっかけにして、岡山市だけではできることも限界がありますので、もっと幅広い支援に繋がるように頑張っていきたいと思います。

森：VSCOが発足して10年が経ちました。被害者の人たちにいろんなことを教えてもらつて。条例ができます、支援基金ができます。自治体の方にもお礼を言います。今日は、足を運んでくださつた方々にも、お礼を申し上げたいと思います。これで次の一步を進めていくことができます。本当に今日はありがとうございました。

菅波：VSCO設立10周年記念としまして、国連人口基金の東京事務所所長佐崎さんをお迎えし、そしてまた、いろんな社会的影響力を持っている人たちに今日集まつていただきました。10周年を記念して、さらに次の20周年、30周年に向かって発展して、多くの人たちに貢献できるように、またこの会を中心に頑張っていきたいと思います。今日は本当に皆さんお忙しいところをありがとうございました。

○総社市犯罪被害者等支援条例

平成 23 年 3 月 30 日
条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第 6 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第 7 条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対し、別に定める条例により支援金の支給を行うものとする。

(保健医療・福祉サービスの提供)

第 8 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、又は家事、育児等の日常生活を円滑に営むことができるよう、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 10 条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅等への入居における特別な配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 11 条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第 12 条 市は、市民等が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援体制の構築)

第 13 条 市は、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するため、関係機関等と連携して犯罪被害者等の支援を行う者を育成する研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する支援)

第 14 条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、助言、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第 15 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(その他)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例

平成 23 年 3 月 30 日
条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し犯罪被害者等支援金を支給することにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害　犯罪行為による死亡又は傷害(医師の診断により全治 1 箇月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。)をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援金　第 4 条第 1 号に規定する遺族支援金又は同条第 2 号に規定する傷害支援金をいう。

(犯罪被害者等支援金の支給)

第 3 条 市は、総社市犯罪被害者等支援条例第 7 条の規定に基づき、犯罪被害を受けた者(当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者に限る。以下「被害者」という。)があるときは、遺族又は被害者に対し、犯罪被害者等支援金を支給する。

(犯罪被害者等支援金の種類)

第 4 条 犯罪被害者等支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- (1) 遺族支援金　犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族(次条第 2 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)
- (2) 傷害支援金　犯罪行為により傷害を受けた者
(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(犯罪被害者等支援金を支給しないことができる場合)

第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等支援金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(犯罪被害者等支援金の額)

第7条 犯罪被害者等支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族支援金 30万円

(2) 傷害支援金 10万円

2 死亡した者がその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害支援金の支給を受けている場合における遺族支援金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害支援金の額を控除した額とする。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合における各人の遺族支援金の額は、第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

(支給の申請)

第8条 犯罪被害者等支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申請はできない。

(1) 当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき。

(2) 当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したとき。

(支給決定等)

第9条 市長は、前条第1項の申請があった場合には、国、県その他の関係機関へ確認を求め、犯罪被害者等支援金を支給し、又は支給しない旨の決定(以下「支給決定等」という。)を行わなければならない。

2 市長は支給決定等を行うため必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

(犯罪被害者等支援金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により犯罪被害者等支援金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等支援金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 犯罪被害者等支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に受けた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

○総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例施行規則

平成23年3月30日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例(平成23年総社市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(遺族支援金の支給の申請)

第2条 遺族支援金の支給について、条例第8条第1項の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、遺族支援金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認ができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 被害者の死亡診断書、死体検査書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

- (2) 被害者の消除された住民票の写し
 - (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の説明書
 - (4) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (5) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、代表者が同項の規定による申請書に同順位の遺族全員の同意書を添えて、市長に提出することができる。

(傷害支援金の支給の申請)

第3条 傷害支援金の支給について、申請者は、傷害支援金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、治療に要する期間及び負傷又は疾病的状態に関する医師の診断書
- (2) 住民票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給決定等の通知等)

第4条 市長は、条例第9条第1項の規定により犯罪被害者等支援金を支給し、又は支給しない旨の決定を行ったときは、速やかに犯罪被害者等支援金支給決定通知書又は犯罪被害者等支援金支給申請却下通知書により、その内容を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等支援金を支給する旨の通知をするときは、当該犯罪被害者等支援金の支給を受けるべき者に対し、併せて犯罪被害者等支援金支払請求書を交付するものとする。

(支払の請求)

第5条 犯罪被害者等支援金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第2項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第20号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する

○岡山市犯罪被害者等基本条例

平成22年12月20日
市条例第56号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 犯罪等 犯罪(刑法(明治40年法律第45号)第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除き、同法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に居住し、勤務し、又は通学するものをいう。
 - (3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他の関係するものをいう。
 - (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(5) 二次的被害 被害にあったことによる経済的な損失、精神的な苦痛、身体の不調、周囲の人々のうわさ及び中傷並びにマスメディアの報道等によるプライバシーの侵害等をいう。

(犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等の軽減及び回復に資するものであって、その被った心身の苦痛、生活上の不利益等の態様その他の事情に応じ、途切れることなく適切に行われるものでなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、適宜、連携、情報交換等を図つて行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則に従い、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等に対する理解不足その他不用意な言動による二次的被害の発生の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等の支援のための総合窓口)

第6条 市は、犯罪被害者等が必要とする支援に関する要望に的確に対処し、犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等について早期の軽減及び回復を図るため、犯罪被害者等に対し、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する各種施策について情報提供、助言、連絡調整その他の必要な支援を行うための総合窓口を設置する。

2 前項の総合窓口の設置及び運用に当たっては、犯罪被害者等の利便性を確保するとともに、犯罪被害者等の秘密及び名誉の保持並びに安全の確保に配慮しなければならない。

(保健医療・福祉サービスの提供)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、家事、育児等の日常生活を円滑に営むことができるようするため、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(住居の提供)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第9条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について理解を深める機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援について市民等が理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が被った害が自らの行為に起因したものである場合又は犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合であって、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認めるときは、支援を行わないことができる。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

岡山市犯罪被害者等基本条例に係る支援担当課一覧(H25年度)

項目	ケース	支援内容	担当
第7条関係 心身に受けた被害からの回復を支援するための保健医療サービス及び福祉サービスの提供	国民年金加入中または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡し、犯罪被害者に生計を支えられていた妻や子がいる場合	1. 遺族基礎年金（国民年金）	国保年金課 各区市民保険年金課、各支所ほか
	国民年金加入中に一定以上の障害が残った場合	2. 障害基礎年金（国民年金） ※精神的な障害についても、受給できる可能性がある	国保年金課 各区市民保険年金課、各支所ほか
	精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする場合	3. 特別障害者手当 ※在宅の20歳以上の方	障害福祉課 各区福祉事務所、各支所
	受傷から一定期間を経過した後も身体に永続する定められた等級以上の障害がある場合	4. 身体障害者手帳の交付 (申請は居住地を管轄する福祉事務所、支所、灘崎保健福祉室)	障害者更生相談所 各区福祉事務所
		5. (犯罪を原因として) 身体障害者手帳の取得を条件とした各種制度 ※等級等により支援内容が異なる。	障害福祉課 各区福祉事務所
	知的障害者が被害者となった場合	6. 知的障害者に対する相談・支援	障害者更生相談所
	重度心身障害がある方（児）が医療保険による診療を受けた場合	7. 心身障害者医療費助成制度 (申請は福祉事務所など)	医療助成課 各区福祉事務所
	高齢者に対する虐待がなされた場合	8. 地域包括支援センター運営事業（総合相談窓口による相談、虐待の早期発見、防止、権利擁護） 9. 高齢者虐待防止事業（「高齢者虐待防止法」に基づき、虐待防止、被虐待者の保護・支援を行う。）	高齢者福祉課
	DV及びストーカー行為が行われた場合	10. DV及びストーカー行為の被害者の住民票及び戸籍の附票の取得の制限	各区市民保険年金課
		11. DV及びストーカー行為の被害者の選挙人名簿の閲覧の制限	市選挙管理委員会事務局 北区選挙管理委員会事務局 中区選挙管理委員会事務局 東区選挙管理委員会事務局 南区選挙管理委員会事務局
DVが行われた場合		12. 女性相談（DV相談に応じ、関係機関と連携し、必要な支援に応じる）	各地域こども相談センター 男女共同参画相談支援センター
		13. 転入学等の就学に関する事業（DV等の被害者のこどもについて、安全面を配慮した適切な就学を行う）	教育・就学課

項目	ケース	支援内容	担当
第7条関係 家事、育児等の日常生活の援助に関すること	児童虐待が疑われる場合	14. 児童虐待に関する相談・通告を受理し、児童の安全確認や調査を実施し、必要な支援を講ずる。 15. 要保護児童対策地域協議会（被虐待児童等の早期発見及び適切な保護、支援を図るため、関係機関の連絡調整、協力の確保を円滑に実施する。） 16. 児童虐待対応（「児童虐待の防止に関する法律」に基づく立ち入り調査、出頭要求、臨検・捜索等の業務、面会・通信の制限などを行う。）	各地域こども相談センター こども福祉課 こども総合相談所
	児童の遺棄、虐待、放任が行われたとき	17. 一時保護（緊急保護が必要な児童について、一時的な保護を行う）	こども総合相談所
	児童福祉に関する様々な事案	18. 相談に応じ、助言指導・継続指導を行う。	こども総合相談所
	保護者が死亡した場合	19. 義務教育課程に在学中の遺児（被害者の子）に遺児激励金を支給する。	こども福祉課
	市の福祉制度を知りたい場合	20. 福祉全般の相談	各区福祉事務所
	児童・生徒が事件・事故の被害者となった場合	21. スクールカウンセラー等配置事業（対象児童・生徒に対するカウンセリング及び支援に対する助言）	教育・指導課 教育支援室
	精神的悩みを訴えている場合	22. こころの健康相談（専門医による相談の実施）（予約制） 23. 精神保健福祉相談（こころの悩みに関する相談を受ける） 24. 思春期こころの健康相談（思春期年齢の本人及び家族等から心の悩みに関する相談を受ける）	健康づくり課 こころの健康センター こころの健康センター
	エイズ・性感染症の感染不安がある場合	25. エイズ・性感染症相談・検査（感染不安のある方に相談・検査を実施） 26. エイズ・性感染症ホットライン（エイズ・感染症に関する相談を受ける）	保健課 保健課
	人権に関すること	27. 人権に関する相談	人権推進課
	ひとり親家庭等の場合	28. ひとり親家庭等医療費助成制度（申請は各福祉事務所など） 29. 母子寡婦福祉資金貸付金の相談（申請は住所地を管轄する福祉事務所）	医療助成課 各区福祉事務所、各支所 各地域こども相談センター こども福祉課

項目	ケース	支援内容	担当
		30. 母子家庭の就労支援・給付事業の相談 (申請は住所地を管轄する福祉事務所)	各地域こども相談センター こども福祉課
		31. 児童扶養手当	各福祉事務所 こども福祉課
	中学校修了前の子どもを養育している場合	32. 児童手当の相談 (申請は各区市民保険年金課など)	こども福祉課
	一時的に子どもを育てることができない場合	33. 一時預かり	保育園・幼稚園課
	生活に困窮し、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合	34. 生活保護制度	各区福祉事務所
	保護者が疾病、育児疲れその他の身体若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合等	35. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の相談（申請は住所地を管轄する福祉事務所）	こども福祉課 各区福祉事務所
	経済的理由により、小学校または中学校に就学させることが困難な場合	36. 就学援助制度	教育・就学課
	私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減する場合	37. 私立幼稚園就園奨励費補助	保育園・幼稚園課
	幼稚園授業料の納入が困難になった場合	38. 幼稚園授業料減免	保育園・幼稚園課
	子どもが医療保険による診療を受けた場合	39. 子ども医療費助成制度 通院…小学校就学前まで 入院…中学校卒業まで (申請は各福祉事務所など)	医療助成課 各区福祉事務所
	児童の預かり等の援助を受けることを希望する場合	40. ファミリー・サポート・センター	こども企画総務課
第8条関係 市営住宅の提供に関すること	犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった場合	41. 期間を定めて市営住宅の目的外使用を認める。	住宅課
第9条関係 雇用事業主の理解の推進に関すること		42. 犯罪被害にあった従業員に対する、事業主の理解要請等の啓蒙・啓発	産業振興・雇用推進課
第10条関係 民間支援団体に対する支援に関すること		43. 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るために、助言その他の必要な施策を行うことができる。	安全・安心ネットワーク推進室

10年間、ありがとうございます 今後とも、よろしくお願ひ申し上げます

10年間、多くの方々と、出会いがあり、別れがありました。しかし、VSCOの今日があるのは、そのすべての方々のおかげです。本当にありがとうございます。VSCOは、未だに克服すべき課題をたくさん抱えておりますが、役員、支援員ともども頑張りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。どうぞお力を貸し下さい。

理 事 長 高 原 勝 哉

10年間の歩み

2003.11.29	設立総会（任意団体として発足）。電話相談活動を開始。
2004.4月～ 2004.12月	センター内における支援者と被害者との関係、「犯罪被害者支援の日キャンペーン活動」の持ち方、早期援助団体をめざすか否か等について意見の違いが表面化し、それぞれが信ずる道を歩むことになる。（その間2004.11月 岡山市北区大供「全通会館」内に事務所を設置）
2005.4.3	総会で「早期援助団体」の指定をめざして再出発することを確認するとともに、面接相談や法廷付添などの直接支援活動を開始。
	 2005.4.4付山陽新聞
	 高橋シズエさんの記念講演「私が受けた支援」
2005.7.2	公募によりロゴマークを決定するとともに、この頃、相談電話の新しい番号223-5562（こころに）を取得。
2005.9.25	事務局を岡山市北区南方「きらめきプラザ」内へ移転。
2005.10月	自助グループを立ち上げ。
2006.1.11	岡山県知事より、社団法人の設立許可を受ける。
2006.3.1	機関誌「いつでもそばに」を創刊、以後毎年1回発行。
2006.4.1	事務局に常勤スタッフ1名を置くとともに、電話相談日を週2日から週3日（13時～16時）に。
2006.5月～ 2011.2月	「VSCOだより」を原則として毎月1回発行。
2006.10.1	電話相談日を週5日（13時～16時）に。
2007.6.18	事務局を現在の岡山市北区蕃山町「岡山県開発公社ビル」内に移転。
2007.6.19	電話相談日を週6日（12時～16時）に。
2007.11	岡山県精神科医療センター医師のご協力により、「精神科医の紹介・付添」の活動を開始。
2008.4.1	電話相談を現行の体制（週6日、10時～16時）に。
2008～2011	県下の27市町村すべてに対し、犯罪被害者支援条例の制定を陳情。（2012.4.1までにすべての市町村での施行が実現、全国初）
2008.5.13	「VSCO犯罪者支援基金制度」を立ち上げ。

2010. 8. 5	「VSCO を支援する会」が発足。
2010.11. 2	手記集「犯罪被害者の声を聴いて下さい」を発刊。
2011. 3. 29	岡山県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける。
2011.9~10月	内閣府の「平成 23 年度地域における男女共同参画連携支援事業の一環」として、岡山県内 4 大学の女子大学生を対象に「性的被害の実態」に関するアンケート調査を実施（2012.3 月 報告書を提出）。
2012. 2. 1	手記集「犯罪被害者の声を聴いて下さい」（第 2 集）を発刊。
2012. 4 月	総務省に対し、住民基本台帳の閲覧交付制限を性的虐待にも拡大するよう要望書を提出。（同年 10 月 1 日制度改正が実現）
2013. 1. 28	岡山県産婦人科医会との間で、性犯罪被害者に対する緊急支援に関する協定を締結。
2013. 2. 23	「VSCO 性犯罪被害者のための緊急支援金制度」を立ち上げ。
2013. 4. 1	岡山県知事から、公益社団法人の認定を受ける。
2013. 8. 24	VSCO の支援自販機第 1 号を設置
2013. 9. 21	国連人口基金東京事務所の佐崎淳子所長をお招きして、AMDA—VSCO 合同シンポジウム「女性の人権と相互扶助～自尊心を取り戻すためには～」を開催。

以上その他に、VSCO では、支援員の養成・研修及び広報・啓発の活動を精力的に展開しております。主な活動は、次のとおりです。

- ・支援員養成講座（岡山県後援）毎年 4 月～9 月全 12 回。
- ・支援員を対象に、継続研修（月 1 回）と全国研修等への支援員の派遣。
- ・犯罪被害者週間（11 月 25 日～12 月 1 日）を中心に、年数回、県内各地で、県、岡山市等と連携し、フォーラム（内容は被害者による講演、シンポジウム、PANSAKU によるライブ＆トーク、大藪順子写真展、いのちと魂のメッセージ展など）を開催。

活動実績

期間	電話相談	面接相談	紹介	裁判支援等	生活・心・自助の支援	犯給金	VSCO 支援基金	全国ネット支援金
2005. 3 ~ 2006. 2	116	20	43	9	0	0	-	-
2006. 3 ~ 2006.12	127	17	53	26	5	0	-	-
2007. 4 ~ 2007.12	165	10	56	49	28	2	-	-
2008. 1 ~ 2008.12	301	32	132	150	84	0	13	-
2009. 1 ~ 2009.12	240	46	102	69	82	0	7	1
2010. 1 ~ 2010.12	254	41	100	55	116	1	48	7
2011. 1 ~ 2011.12	258	34	71	75	108	2	9	2
2012. 1 ~ 2012.12	295	47	100	159	75	0	5	2

今後の課題

財政基盤の確立。広報の強化 — 1 人でも多くの県民に VSCO の存在と活動内容を知ってもらい、1 人でも多くの被害者に VSCO を利用してもらうこと。犯罪被害相談員の増員。相談室の改善。性犯罪被害者のための緊急支援ネットワーク（ワンストップ支援センター、岡山方式）の完成。県警察との連携の強化。若者の VSCO の活動への参加。政策提言 — 例えば犯給法の改正。外国人被害者に対する支援体制の構築などです。

「自助グループ」の歩み

VSCO の活動の一つに「自助グループ」があります。ここでは、同じような辛さや問題を抱える被害者やご遺族同士が、安心できる環境の中で自分の気持ちに向き合いながら心情を吐露し、語り合います。そのような中で、孤立感や苦悩の軽減、抱える問題の解決、精神的回復等を図っていきます。

ところで、VSCO では自助グループを被害体験の違いで大きく 2 つに分けています。

一つは被害当事者のための「性犯罪被害者の会」、もう一つは愛する家族を亡くされたご遺族の方のための殺人・交通事故被害者遺族の会「もえぎいろの会」です。

「被害に遭った人にしかわからない」という言葉を契機に自助グループができました。

2005.10月から「性犯罪被害者の会」が毎月 1 回開催されています。被害後の経過は様々ですが、自己の尊厳を取り戻す中で通過する心の葛藤等を知ったり、伝えたりします。自分の言葉で心情を語ることで前進することもできます。そのような中で卒業された方、時々いらっしゃる方、新たに入られる方などいろいろです。

ところが、加害者が親族だった方も参加されるようになり、2010.9月から「性犯罪被害者の会」を 2 つに分けました。2 つ目の方は、幼少時から信頼している人（親・兄弟）により長期間の被害を受けてきた方々が参加されています。

2007.8月からは、殺人・交通事故被害者遺族の会「もえぎいろの会」を隔月で開催いたしました。途中からは殺人遺族の方々も参加されました。2010.8月を最後に今はお休みしています。皆さんそれぞれに生活を確立され、卒業されました。

また、自助グループに参加された方や卒業された方には、支援員養成講座等でお話しして頂き、「被害者遺族や当事者の声」を伝えてもらっています。

これらの会は、VSCO の中の活動ですので、なくなることはありませんし、閉ざされた場所で行っていますので、内容は一切漏れることはなく安心して語っていただけます。

また、被害体験のない支援員がファシリテーターとして参加しておりますが、教わることも多くあります。卒業された方々の声を伝えたりしながら、参加された方が少しでもその後が生きやすくなれば幸いと願い関わらせていただいています。 (自助グループ活動支援委員会 委員長 森 伸子)

大切な人を失ったあなたに、こんなことが起こっていませんか？
同じ悩みを抱えた仲間と語り合いませんか？



支援の現場から －C 子さんの場合

画期的な判決と、住基台帳の閲覧制限

1 岡山地方裁判所第2刑事部：平成23年(わ)第248号第296号準強姦、準強制わいせつ被告事件の判決から（平成24年3月7日言渡）

(主文)被告人を懲役10年に処する。未決拘留日数中200日をその刑に算入する。(求刑懲役15年)
(犯罪事実)被告人は、同居していた自己の養女であるC子(当時27歳)に対し、平成6年ごろからその乳房や陰部を触るなどし、平成8年ごろからは性交を強いるなどの性的虐待を繰り返すとともに、ささいなことで同女を怒鳴り付け、暴行を加えるなどしていたものであるが、被告人による性的虐待や暴行等による恐怖心から、同女が被告人に対し抗拒(こうきょ)不能の状態に陥っていることに乘じて、

第1 同女を姦淫しようと企て、平成21年12月7日頃、岡山市〇〇〇〇所在の被告人方浴室において、同女を姦淫し、もって同女の抗拒不能に乗じて姦淫し、

第2 同女にわいせつな行為をしようと企て、同月13日頃、同所において、同女に自己の陰茎を口淫させるなどし、もって同女の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をした。

(量刑の理由)被告人は、養女であった被害者が被告人の日常的な暴力等によって、被告人に逆らえないことにつけ込み、意のままに命じて被害者を姦淫したり口淫させたりしたもので、被害者の人格を踏みにじった卑劣極まりない犯行である。被告人は、被害者が中学校に入学する前から継続的に性行為に及び、被害者に2度も妊娠させながらも、態度を改めることなく醜悪な行為を続けたのであって、その一環として行なわれた本件各犯行の常習性は顕著である。そして、本件各犯行による被害者の肉体的苦痛が大きいことはもちろん、今なおさいなまれている精神的苦痛は誠に甚大であって、その処罰感情がしゅん烈なのも当然といえる。もとより、自らの性欲を満たすためという犯行動機に酌むべき点は皆無である。被告人は、公判廷において一応反省の言葉を述べるもの、不合理な弁解に終始していて、責任回避の態度が顕著であって、真摯に反省しているとは認められない。これらの事情からすれば、被告人の刑事責任は誠に重大であるといわざるを得ない。(後略)

2 住民基本台帳の閲覧制限

(1)C子さんは、平成21年12月14日、Aさんと県外で生活を始めた。その後C子さんは、住基台帳の閲覧制限を市役所に申し出たが、「前例がない」と断られたため、被告人に転居先を知られることを恐れたC子さんは転居届を提出することができなかった。そこで、VSCOは市役所と交渉を重ね協力精神科医によるPTSDの診断書を出した結果、特例として閲覧制限が認められた。

(2)こうした経験を踏まえ、VSCOは、平成22年4月総務省に制度改正を求める要望書を提出、同年10月1日から、「住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)」の一部改正が実施された(各都道府県知事宛の總行住第88号法務省民一第2441号平成24年9月26日)。

(3)改正の要点は、「ドメスティック・バイオレンス」及び「ストーカー行為」に加え、「児童虐待」(保護者による18歳未満の児童に対するわいせつな行為を含む)、「その他これらに準ずる行為」を明示的に追加したものである。

また、「総務省自治行政局住民制度課長の「留意点」(總行住第89号平成24年9月26日)には、次のとおり記載されている。「(上記準ずる行為について)児童虐待に該当する児童が18歳に達した後も引き続き支援を必要とするケース、18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかったケース、その他児童ではない者が虐待を受けているケースなどが想定されます。」「必ずしも措置の必要性を確認するための相談機関が明確ではない場合もありますので、市町村においては、個別のケースに応じ、都道府県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」を始めとした民間被害者支援団体等(中略)からの意見等の聴取、精神科等の医師による診断書等により措置の必要性を確認しても差し支えないものと考えます。」

**性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター
相談センターを中心とした連携型（岡山方式）について**

1 ワンストップ支援センターの目的

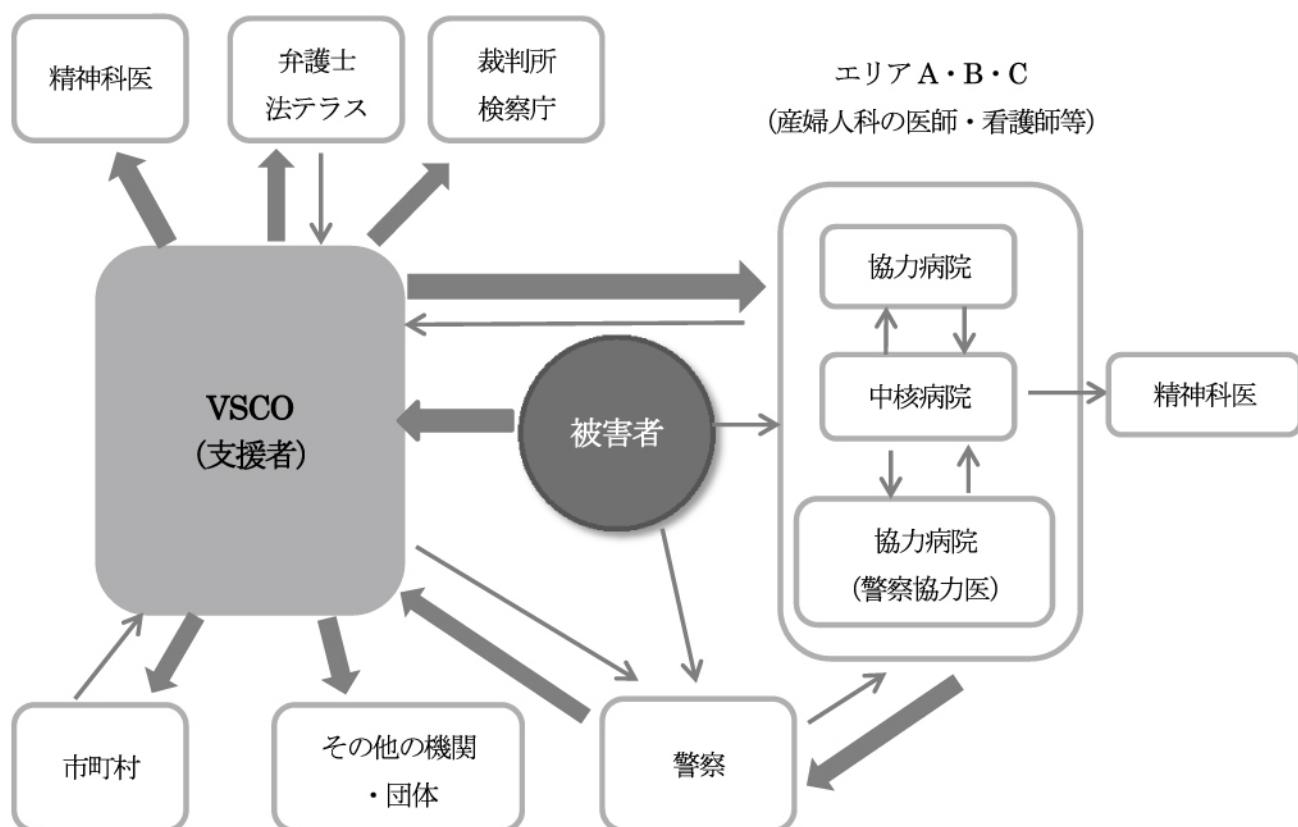
ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者的心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とする。

2 主な支援対象

強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害者（配偶者による性暴力や児童に対する性的虐待を含む）で、かつ、被害に遭ってから概ね1～2週間程度の、急性期の被害者

3 3つの形態 ①病院拠点型 ②相談センター拠点型 ③相談センターを中心とした連携型

4 相談センターを中心とした連携型（岡山方式）



5 主な支援内容

支援のコーディネート・相談		V S C O
産婦人科医療	救急医療	中核病院 協力病院 (警察協力医) 協力病院
	継続的な医療	
	証拠の採取	中核病院 協力病院 (警察協力医)

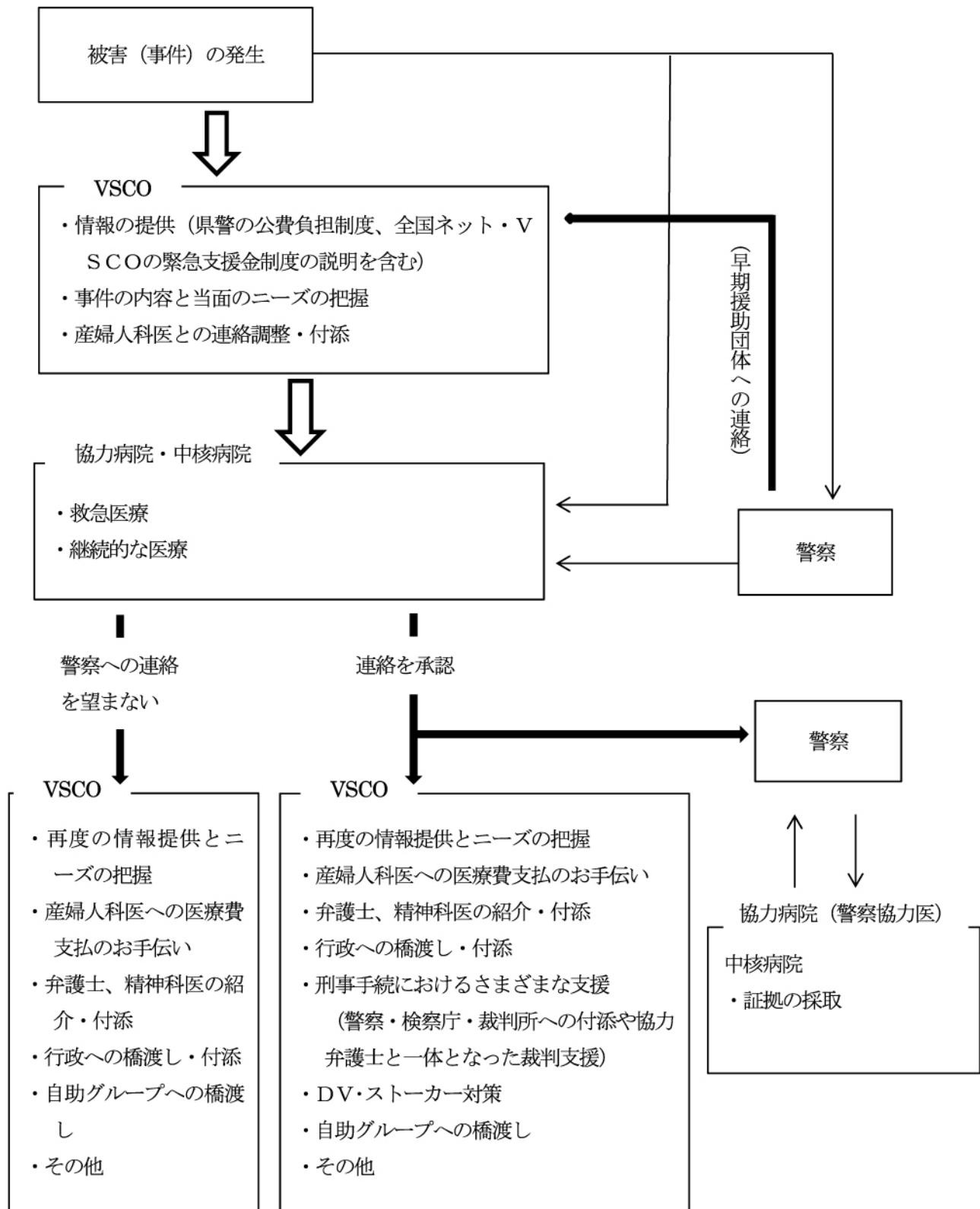
6 中核病院の役割

- ① 24時間体制での産婦人科医療
- ② エリア内の協力病院に対する情報提供と研修

7 参考文献

内閣府犯罪被害者等施策推進室「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」

フロー チャート



私達の思い — 被害者やそのご家族など周囲の皆様へ

罰せられるべきは加害者ということを被害者が確認するために。深い心の傷を受け、人間不信に陥ってしまった被害者が、そこから立ち直り、再び自立するために。

警察では、被害者が捜査中に二次被害を受けないようさまざまな努力・工夫をしています。VSCOも全力をあげて支援します。私達のこの思いを是非受けとめて下さい。

VSCO 性犯罪被害者のための緊急支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）の定款第4条第1項8及び第49条の規定に基づき、性犯罪被害者のための緊急支援金（以下「緊急支援金」という。）に関し必要な事項を定め、もって緊急支援金の資金の確保及びその適正な運用を図ることを目的とする。

(緊急支援金)

第2条 センターは、次の条件にすべて該当する場合のみ、その費用を全額負担する。

① 対象事件

刑法第176条（強制わいせつ）・第177条（強姦）・第178条（準強制わいせつ及び準強姦）・第178条の2（集団強姦等）・第179条（未遂罪）・第181条（強制わいせつ等致死傷）

② 対象経費

初診料、検査経費、性感染症経費、緊急避妊措置経費、診断書料等（継続して行われた再診料、検査経費等を含む。）

③ VSCO の紹介など

センターが、センターと岡山県産婦人科医会（以下、「産婦人科医会」という。）との間の平成25年1月28日付協定書に基づき、産婦人科医会の会員に紹介した被害者で、かつ、被害後原則として72時間以内に診察・措置が行われたこと。

④ 公費負担制度の不適用

岡山県の「性犯罪に関する公費負担制度」が適用されないこと。

(負担の方法)

第3条 センターは、産婦人科医会の会員から情報提供書（問診票）及び請求書を受領した場合は、同会員に対し、被害者から情報提供書（問診票）及び領収書を呈示された場合には、被害者に対し、前条の緊急支援金を支給する。

(報告・承認)

第4条 理事長は、緊急支援金を支給した後最初に開催される理事会に、そのことを報告し、かつ理事会の承認を得なければならない。

(財源)

第5条 緊急支援金の財源は、原則として、センターへの寄付金とする。

(規程の改廃)

第6条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年2月13日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

この改正規程（平成25年9月9日改正）は、平成25年4月1日に遡って施行する。

情報提供書(相談票)

相談年月日	平成 年 月 日(曜) 時 分～ 時 分										
相談者の氏名等	氏名: 生年月日 ^S _H 年 月 日()歳 男・女 (既婚・未婚)										
	連絡方法	電話()	—	携帯電話()	—						
	住所	(〒)									
<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 同伴者(続柄) <input type="checkbox"/> その他()											
被害の概要 ※犯罪被害者等から申告を基に記載	被害発生日時	平成 年 月 日 午前・午後	時 分	ころ							
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()									
	住所										
	<input type="checkbox"/> 強姦(既遂・未遂) 傷害:無・有()										
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 強制わいせつ <input type="checkbox"/> 暴行・脅迫の無・有() <input type="checkbox"/> その他()									
	加害者の人数	<input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 複数(人)									
加害者の情報	<input type="checkbox"/> 見知らぬ人 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 友人・恋人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 家族以外の親族										
	<input type="checkbox"/> 教師 <input type="checkbox"/> その他()										
警察への届出	<input type="checkbox"/> あり → 警察署名()										
	届出者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外()									
	→ 告訴の有無: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 取り下げ <input type="checkbox"/> なし → 理由()										
VSCOが実施した支援の内容	<input type="checkbox"/> 電話・面接相談 <input type="checkbox"/> 警察への紹介・橋渡し・付添(署)										
	<input type="checkbox"/> 帰宅先の確保、帰宅先への付添 <input type="checkbox"/> その他()										
情報提供についての相談者の同意	来所の場合	上記記載の情報を、産婦人科医に提供することに同意します。									
		署名又は同意確認記述 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>									
(署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入) _____											
上記記載の情報を産婦人科医に提供することについて、											
※非通知の場合はその旨記入 電話() — から、月 日 時 分 同意を得た。											
()病院・医院産婦人科医様 よろしくお願ひします。 平成 年 月 日 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま TEL 086-223-5564 支援員名()											

情報提供書(問診票)

初診日時	平成 年 月 日(曜) 午前・午後 時 分					
相談者の氏名等 *犯罪被害者等からの申告を基に記載	氏名 生年月日 ^H _S 年 月 日()歳 男・女 (既婚・未婚)					
	連絡方法 電話 () — 携帯電話 () —					
	住 所 (〒)					
	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 同伴者(続柄) <input type="checkbox"/> その他()					
被害の概要	被害発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ				
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 職場	<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 住所		<input type="checkbox"/> 室外()		
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 強姦(既遂・未遂) 傷害:無・有()				
		<input type="checkbox"/> 強制わいせつ <input type="checkbox"/> 暴行・脅迫の無・有()				
		<input type="checkbox"/> その他()				
	加害者の人数	<input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 複数(人)				
	加害者の情報	<input type="checkbox"/> 見知らぬ人 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 友人・恋人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 家族以外の親族				
		<input type="checkbox"/> 教師 <input type="checkbox"/> その他()				
被害前の性交経験	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり					
最終性交日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 時 ころ					
避妊の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(避妊方法)					
警察への届出	<input type="checkbox"/> あり → 警察署名() 届出者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外() → 告訴の有無: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 取り下げ <input type="checkbox"/> なし → 理由()					
自機関で実施した支援の内容	<input type="checkbox"/> 性感染症の検査・治療 <input type="checkbox"/> 緊急避妊 <input type="checkbox"/> 証拠採取 <input type="checkbox"/> 警察への通報(署) <input type="checkbox"/> その他()					
情報提供について の 相談者の同意	上記記載の情報を、被害者サポートセンターおかやまに提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)					
	公益社団法人被害者サポートセンターおかやま 御中 よろしくお願ひします。 年 月 日 ()病院・医院 医師() 電話()					

VSCO 犯罪被害者支援基金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）の定款第49条の規定に基づき、センターの犯罪被害者支援基金（以下「支援基金」という。）に関し必要な事項を定め、もって支援基金の資金の確保及びその適正な運用を図ることを目的とする。

(犯罪被害者支援基金)

第2条 センターは、定款第4条第1項第8号に規定する「その他前条の目的を達成するために必要な事業」の一部として、犯罪被害者等の精神的被害等の回復又は軽減のため、精神科医や臨床心理士による診察・治療・カウンセリング等に要する費用等を支給することを目的に、支援基金を設立・運用する。

(支給対象者)

第3条 支援基金は、生命、身体、自由または性的自由に対する犯罪、及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者またはその親族もしくは遺族であって、理事会が、適切な診察・治療・カウンセリング等を受けることが経済的に困難であると認める者に支給する。

(支給対象項目)

第4条 支給対象項目は、前条の支給対象者の以下の費用とする。精神科医や臨床心理士による診察・治療・カウンセリング等に要する費用、公的機関に提出するための診断書費用及びそれらのための交通費。

(支給金額)

第5条 支給金額は、実費とする。但し、1回当たり5,000円を上限とし、且つ同一人に1年間当たり3万円を上限とする。

(支給方法)

第6条 支給は、原則として領収書との引き換えで現金で行う。

(仮払い)

第7条 5,000円を上限とし、仮払いを行うことができる。仮払金は、1ヶ月以内に精算しなければならない。

(支給申請手続き)

第8条 支給を希望する者は、別紙「犯罪被害者支援基金申請書」を添えて申請する。

(審査及び認可)

第9条 申請があった場合は、理事会で審査し、支給の可否を決定する。但し、代表理事が緊急を要すると判断したときは、総務委員会で審査及び決定をすることができる。その場合、決定後1ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

(支援基金の財源)

第10条 支援基金の財源は、支援基金を指定したセンターへの寄付金とする。

(規程の改廃)

第11条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年5月13日から施行する。

この改正規程は、平成20年6月17日から施行する。

この改正規程は、平成22年9月7日から施行する。

この改正規程は、平成25年2月13日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

岡山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援団体
公益社団法人
被害者サポートセンターおかやま (VSCO)

事務局 〒700-0818
岡山市北区蕃山町 1-20
岡山県開発公社ビル 1 階
電 話 (086)223-5564
F A X (086)201-5564
E-mail vsco@vscoco.info
H P <http://vscoco.info>